

浦安市障がい者福祉計画策定委員会（第3回）議事録

1. 開催日時 平成26年10月2日（木）13時30分～15時

2. 開催場所 文化会館中会議室

3. 出席者

下田直樹委員（委員長）、西田俊光委員（副委員長）、
荒井敏子委員、足立誠之委員、神谷澄子委員、相馬茂委員、野坂秋美委員、枝川芳子委員、
小林章宏委員、大塚靖委員、白川洋子委員、西田良枝委員、谷岡智恵委員、石井克典委員、
藤崎広和委員、上田亜紀委員、愛場弘子委員、森島宏治委員、小田知宏委員、内村好夫委員、
新宅秀樹委員、長谷川祐二委員、上林正和委員、山本伸一委員、小瀧修委員

4. 議題

（1）第1編障がい者計画について

5. 資料

- （1）議題1資料（1） 計画策定スケジュール
- （2）議題1資料（2） 第1編障がい者計画たたき台

6. 議事

事務局：ただいまより、浦安市障がい者福祉計画策定委員会を開催いたします。

開催に当たり、事務局より、委員の皆様にお願いがございます。当委員会におきましては、視覚及び聴覚に障がいのある方が委員として参加されております。千葉県のある人に対する情報保障のためのガイドラインに基づきまして、誰が発言しているのか、視覚障がい及び聴覚障がいのある委員にわかるよう、ご発言の際は挙手をいただき、委員長より、〇〇委員、お願いしますと指名を受けてから、団体名とお名前を名乗っていただき、その後、ご発言いただくようお願いいたします。

なお、本日10月1日付で人事異動がございまして、小林委員から大塚委員に代わったことをご報告させていただきます。なお、本日は引き継ぎも兼ねてお2人で参加させていただいております。

それでは、これからの議事進行につきましては、下田委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

下田委員長：それでは、改めまして、会長を務めております、明海大学の下田直樹でございます。

いろいろ痛ましいニュースなどが伝わってまいりまして、今後の災害対策についてもいろいろと思いをはせているところがございますが、今日は浦安市の災害対策も含めまして、いろいろとご意見をいただきながら、さらに前進したものを作成していきたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

では、議事次第に沿って、議題を進めさせていただきます。議題1の第1編、障がい者福祉計画について、まず策定スケジュールについて事務局より報告をお願いしたいと思います。

事務局：事務局よりスケジュールについて報告させていただきます。委員会に先立ちまして、子ども部会で、理解と交流の促進の交流教育に関するところ、また子どもへの支援の保健・医療の充実と子どもへの支援の充実全般について、たたき台を作成して委員の方に意見を伺いました。

また、相談支援部会では、福祉生活支援の充実も相談支援対策の充実にかかる部分について、たたき台を作成いたしまして、委員の方に意見を伺いました。いただいた意見などを反映した形で、今回の障がい者計画を提示させていただきました。

今後の予定でございますが、地域生活に係る部分については10月15日の地域生活支援部会でたたき台を委員の方に見ていただいて、意見を伺う予定でございます。

地域生活支援部会では、「福祉・生活支援の充実」に関する部分の、特に在宅福祉サービスの充実や住まいの場の充実、また雇用や就労支援の推進について全般的に意見を出していただく予定です。

また、10月23日の権利擁護部会では、大きな柱で言いますところの理解と交流の促進の啓発の推進に係る部分、差別の解消や合理的配慮などが盛り込まれました自立と社会参加の促進に関する部分について意見を伺う予定になっております。

部会で意見を伺いまして、たたき台を修正したものを次回、11月10日に予定しております第4回の福祉計画策定委員会に提出する予定です。これは素案と呼ばさせていただきますが、素案についてコメントをしていただき、大きな修正等があつて、かつ再確認の必要がある場合は11月17日に修正案を皆様に郵送させていただきます。

また、再度、修正希望やご意見がある場合は27日までに事務局にご連絡いただき、事務局で修正内容を検討して、パブリックコメントに出す草案をつくっていく予定でございます。

パブリックコメントまで1回本人部会ございますので、本人部会でも意見を収集する予定です。パブリックコメントは現在のところ、12月1日から21日の期間を予定しております。

日程につきましては、健康福祉部でほかの計画も作成中でございますので、そのほかの計画との調整により、実施日は少しずれ込むかもしれませんが、現時点では12月1日から3週間の期間でのパブリックコメントを予定しております。

パブリックコメントは、広く市民の皆様に計画に関しての意見を伺う場として、広報うらやすにパブリックコメントの実施を案内するほか、ホームページに素案も掲載いたします。

また、障がい事業課のカウンターや情報公開コーナー、駅前行政サービスセンターはもとより、町の図書館や各公民館の図書館、分館などに素案を置いて、広く市民の方にごらんいただきまして、意見をいただく予定になっております。

パブリックコメント以降も12月の子ども部会、1月には相談支援部会、権利擁護部会、地域生活支援部会がございますので、そちらでも引き続き意見を伺う予定になっております。

1月に予定しております第5回の計画策定委員会では、12月に行われるパブリックコメントの実施結果の報告と、それに伴う修正した素案を提出いたしますので、その内容をご検討いただきます。

2月下旬から3月上旬にかけて、最終となります第6回計画策定委員会を開催いたしまして計画の決定させていただきます。

パブリックコメントに提出する書類ですが、今回お示しする第1回の障がい者計画と前回

提出いたしました第2編の障がい福祉計画を併せたも、さらに全体に当たる部分の計画の位置づけや他の計画との関連や計画の期間や根拠法令など、基礎となる情報を盛り込んだ全体に当たる部分を併せまして、3部構成で1冊といたしまして、パブリックコメント用の素案を作成いたします。

パブリックコメントは、広く市民の方に素案をごらんいただき、意見を伺う場とさせていただきますので、委員の皆様からの意見及び委員の皆様が所属していられる団体からの意見については、なるべく計画策定委員会のお寄せいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。スケジュールの報告は以上となります。

下田委員長：ありがとうございました。今日お配りしております、議題1資料(1)の計画策定スケジュールについて、事務局よりご説明をいただきました。各部会の意見を収集しながら、それぞれ計画策定委員会で、それらをたたき台としながら検討を深めていきます。パブリックコメントを12月におこない、最終的に計画策定委員会で計画を策定していくというスケジュールが報告されたかと思えます。

何か質問あるいはご意見ございますでしょうか。

それでは特にならぬようでございますので、このスケジュールに沿って進めていきたいと思えます。

続きまして、第1編、障がい者計画のたたき台について事務局よりご説明をお願いしたいと思えます。今回は非常に量が多いので、途中で区切ってご質問等を受けるという形にしていきますので、よろしくお含みおきください。

事務局：委員長がおっしゃったとおり、量が多いものですので、ところどころで区切って、皆様からご意見をいただきたいと考えております。最初に重点的な取り組みと施策の体系から説明させていただきます。

資料は事前にお送りしておりますので、1度読んでいただいたことを前提にしてお話しをさせていただきます。なるべく皆様からの意見を多く聞く場とさせていただきたいので、説明については要旨のみとさせていただきます。

まず、重点的な取り組みですが、国の基本計画や指針、自立支援協議会や各部会で出ている地域の課題やアンケートの結果、ヒアリングの結果などを元にいたしまして、今回5項目を重点的な取り組みを出させていただきました。

まず1つが差別の解消と合理的配慮の推進、2番目に自己決定を尊重したサービスの提供。前回この自己決定のサービスの提供については、サービスの充実という形で掲載させていただいたのですが、国からの指針からも自己決定の尊重されておりますので、今回はあえて自己決定を尊重したサービスの提供とさせていただきました。

3番目にライフステージを通じた支援の充実、4番目に就労の促進、5番目は安心・安全に暮らせるまちづくりの推進とさせていただきました。

施策の体系ですが、第1回策定委員会で、ベースは現在のものを使うというお話をいたしましたので、原則として今までのものを引き継ぐ形にはなっておりますが、文言の修正や見直しをしたり、施策によっては内容が重複しているところがございますので再編集して掲載しております。

施策の方向性である7つの柱は変わりませんが、今まで「療育・教育の充実」となっていた部分をこども部会で検討いたしまして、「子どもへの支援の充実」と名称を改めさせてい

いただきました。

「就学前の療育・教育の充実」、「就学後の療育・教育の充実」、「就学・進学相談の充実」については変わりませんが、ここに今回、重点的な取り組みの1つでありますライフステージを通じた支援の推進を入れさせていただきました。

また、今までございました「交流教育の推進」については、柱で言うところの「理解と交流の促進」の「交流機会の拡充」に入れさせていただきました。この交流機会の拡充では地域との交流、また学校の交流、両方掲載させていただく形で再編成いたしました。

また、柱の3「保健・医療の充実」ですが、今まで保健と医療とリハビリテーションは別々に掲載していたんですが、内容や連携体制が重なる部分がかかなり見受けられましたので、「保健・医療・リハビリテーションの充実」と改めさせていただきました。

また、柱の7番目に相当します「自立と社会参加の促進」には「虐待の早期発見と防止」、「差別の解消と合理的配慮」を基本施策として入れました。虐待の防止と配慮については現計画でも触れられてはいますが、今回、基本施策の1つとして大きく打ち出すこととしました。

では、構成が変わった後の状況も確認していただきたいので、このまま柱の1であるところの「理解と交流の促進」についても触れさせていただきます。

全体として、前回お示しした構成に従って、取り組みの方向性や主な事業などを当てはめております。「現状と課題」は前と変わりませんが、「取り組みの方向性」としまして、事業を進めていく上での方向性を示しました。

今まで取り組みの方向性と事業が一緒になっていたのですが、今回からは「主な事業」ということで、原則として実際に予算をつけて動いている事業を中心に、重立った事業を掲載させていただきました。

この部分については、まだ関係各課と調整をとっているところもありますので、全てを網羅しているわけではありません。また、全てを出してしまいますと膨大な量になってしまう施策もありますので、主な事業を抜粋という形で載せさせていただいております。

また、理解と交流の促進でしたら広報うらやすの特集記事の一例や、啓発広報の推進のツールとして使っております「うらやすこころのバリアフリーハンドブック」を掲載させていただきました。

本人部会や市民の方の意見から「障がい福祉計画はちょっとわかりづらい」、「見づらい」、「手に取りがたい」のような意見をいただいておりますので、少しでも今やっている事業について図や絵でお示しして、どんなところに力を入れて取り組んでいるのかといったところをわかりやすく説明するために、今回から図表なども活用したいと考えております。

各施策について1つか2つをピックアップして入れ込んでいこうと考えております。幾つかサンプルとしてお示ししております。

理解と交流の促進につきましては、現在進めているものをそのまま継続して拡充していくという方向で、大きく削ったものやつけ加えたものは原則としてございません。ただ、こちらで啓発のツールとして柱となっております、バリアフリーハンドブックの活用について強調させていただきました。

また、施策の2の「市民との共同による支援活動の促進」は、今の計画ではボランティア活動の支援となっているものですが、現在、市民団体の皆さんの積極的に活動しております

ボランティアに対する側面的な支援というよりも、今後は市民団体や協力団体と一緒に共同してやっていこうという姿勢を示したいと考えまして、こちらについては市民との共同による支援活動の促進とさせていただきます。

平成24年度には、ボランティアサークルと障がい事業課が協働で視覚に障がいがある方が対象の情報獲得ツールや福祉サービスの紹介などを行う事業を行いました。これからも積極的に市民団体、ボランティア団体と協力して啓発広報事業をやっていきたいと考えております。

(3)の交流機会の拡充ですが、こちらも今まで地域との交流を主に書いておりましたが、今回、学校での交流や共同学習についても、ここでまとめて掲載しております。

福祉生活支援の充実の(1)相談支援体制の充実につきましては、相談支援部会で一度案をいただきました。特に今回強調してあるところは、本人の意志を尊重すること、また、サービス等利用計画作成の質の向上を挙げております。

今までは、サービス等利用計画作成の推進とさせていただいていたのですが、つくっていただいていることを前提にして、これからは質の向上が求められるのではないかと考え、サービスと利用計画作成の質の向上を企画として入れさせていただきました。

(2)在宅福祉サービスの充実については、地域生活支援部会で人材不足について検討しているところございます。この部分については、また地域支援部会で意見を頂戴いたしまして、さらによりよい方向に直していきたいと考えております。

(3)の日中活動の場の充実につきましても、現計画を引き継ぐ形で掲載しております。今、特別支援学校を卒業される生徒様に日中活動の場の充実が求められております。現在も民間の事業者への補助などで、受け入れ先の拡充を図っているところではございますが、これを引き続き、次期の計画でも日中活動の場の充実ということで推進を図っていく予定でございます。

東野地区の再整備について触れていますが、東野地区再整備構想がリスタートしたところでございますので、現在のところは検討しますということになっています。状況が変わり次第、最新の状況を盛り込んで行く予定です。

(4)の住まいの場の充実。グループホームの拡充については、地域生活支援部会でも検討してきたところございます。今回、重点的な取り組みの1つとしまして、サービスの提供の中で住まいの場の充実を挙げております。国の指針で、地域生活支援拠点を調査に、少なくとも1つ整備する必要があるというものが記されております。地域生活拠点は相談・体験の場、また緊急時の受け入れや対応、またグループホームや各事業所その相談を受けるようなといった、具体的な機能を持ったものをこれから整備していく必要があります。

地域生活拠点の機能については、今後また地域生活支援部会でも、機能について検討していきたいと思っておりますので、現在のところは整備するとなっておりますが、機能については順次盛り込んでいく予定です。

皆さんからの意見を多くお伺いしたいので、1度ここで切らせていきたいと思っております。

下田委員長：ありがとうございました。たたき台で言いますと20ページまでの説明があったかと思っております。質問、ご意見等がございますか。

西田委員：基幹相談の西田ですお示しいただいたたたき台の文書とかは、これからまた変わっていくと思っておりますが、今書かれていることに対しての意見を伝えてもいいですか。

下田委員長：はい。

西田委員：まず、2ページ目の重点的な取り組みの②に、自己決定を尊重したサービスの提供とありますが、「また、サービスの質的・量的充実を努め、民間の事業者の連携と新規事業者の参入しやすい環境を整備します」と書かれていますが、サービスの質と量の充実を努めるために民間との連携と参入という流れのほうがわかりやすいのかなと、細かいことですが思いました。

4ページ目の理解と交流の促進の(4)の職員研修機会の充実のところ、インクルージョンのことや、理念や合理的配慮への取り組みの理解を深めると書いてありますが、これは後段のところ、子どものほうで教育のところはお話ししたほうが良いと思いますが、子どもの教育と理解と交流の促進の章の整合性がとれるようにしないとイケないのではないかと感じました。

福祉・生活支援の充実のところの②、「障がいのある人に対する相談においては、本人の自己決定の尊重という考え方に立って、保護者や介助者だけでなく本人の意思や希望に十分配慮して対応します」とありますが、「保護者や介助者だけでなく」と入れてしまうと、本人の自己決定の尊重をしていないみたいにかえってしまうので、これは要らないのではないですか。「保護者や介助者だけでなく」を削除したほうが、本人の意思や希望を十分配慮して対応しますというほうが、方向性としてはすっきりしていいのではないかと思います。

16ページの日中活動の場の充実の現状と課題ですが、最後まで文章を読んでも課題が書かれてなくて、こういうことをやったよということしか書かれていないので、現状は現状、課題は課題という表記のほうがよろしいのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

18ページですが、住まいの場の充実のところの現状と課題に地域支援生活部会や自立支援協議会でも話されている地域生活支援拠点のことも書かれていると思いますが、これは部会できちっと議論していただいたほうが良いのかなと思います。

取り組みの方向性のグループホームの充実、今まさに問題になっている重度の障がいのある人、例えば医療的なケアが必要な人ですとか、行動障がい激しい人とかの住まいは、ハードの面から整えていかないとイケないというところが盛んに議論されているところだと思いますが、そこら辺が表記されていないことがきちっと加えていただきたいと思ったところです。

つまり、スペースの問題とか部屋の配置によって、例えば行動障がいの方が落ちついて住めるとか、医療的なケアや車椅子の方がアクセスしやすい住居ですとか、そういった問題が余り解決されていないことなのではないかと考えて、そこが見えづらいなと思いました。

下田委員長：ありがとうございました。特に表現のご指摘については、おっしゃるとおり趣旨を正確に表現するように努めたいと感じます。

白川委員：福祉・生活支援の充実の中の相談支援体制の充実ですが、前回の相談支援部会でたたき台を出して、そこで皆さんの意見を聞いたのですが、そこでのたたき台に比べて主な事業の内容が非常に簡単になっているというか、文章が省略されているところがあります。

そのことに関しては、そこで意見としては委員の皆様から、そこを簡単に簡潔にしてくださいという意見は出なかったはずですが、たたき台では1番目の基幹相談支援センター事業の内容について、11ページに書いてある内容のほかに続けて「障がいのある方が地域で生

活するためのさまざまな制度やサービスの利用、申請の援助などを24時間、365日体制で実施」と書いてある。こういう文章が入っていたのです。ここが削られている。

私は前のこの会議でも話しましたが、いわゆる基本相談の部分が見えてきていないとお話をしたのですが、ここは相談支援部会で出された感じのその文章を入れたほうが、基本相談をやっているということのそのところの内容が見えてくるのかなと思いました。

自立支援協議会・相談支援部会の内容に関しましても、相談支援部会でのたたき台では「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを進めるため、相談支援の地域の実態や課題などの情報を集約し、共有して課題解決に向けて協働する」と書いてあったのですが、これも非常に簡潔になっていますが、ここはもう少し、前の相談支援部会で出された、たたき台のような具体的な形の部分に戻されたほうが私はいいのではないのかなと。

特に相談支援部会では委員の皆さんの意見として、ここを簡潔にするようなという意見は全然出ていませんでしたので、私としては前のほうがよかったのかなと、そんなふうに思っております。

下田委員長：ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり、相談支援部会で出てきた意見はできる限り取り入れていくということですので、相談支援部会で出た意見を踏まえてもう1度、文言を練り直すという方向にしていきたいと思います。

西田副委員長：26年度からスタートしている制度の中で、相談支援事業や住まいの中で、重度障がい者関係の制度が新しく幾つかできているわけですが。

これは質問ですが、26年度からできて、この半年間経過して、この制度ができたために例えばグループホームがふえたとか、重度障がい者を受け入れるところがふえたとか、相談支援事業で相談者がふえたとか、成果が上がったことは見えているのだろうか。

この質問の背景は何かというと、実際に制度ができたが余り効果が見られないというならば、見直すとか、もっと使いやすいように検討するとかという文言を入れておいたほうが。

わからない方は、こういう制度があるではないかということだけしか理解しなくて、事業所はしんどいから制度を使わないとかいう実態が僕はありそうな気がしていて、

実際に半年間たったのだから、制度の有効性みたいなものを検証できればこの文言でもいいし、そうでなければ、この制度が柔軟に直していけるような文言にしておいたほうがよろしいのではなんでしょうか。

事務局：今日はデータを持ってきていないもので、回答については次回の宿題にさせていただきたいのですが、実は計画の見直しについて、1つ事務局から報告させていただこうかと思えます。

西田副委員長からもご指摘があったとおり、実際に事業を立ち上げてみて、その成果を逐次判断して、事業の方向性の展開や縮小・拡大などを随時図っていく必要があるかと思えます。

その検証をしていただきたいのはこの自立支援協議会と各部会でございまして、皆様も、この計画を読んで余り数字的なものが第1編には入ってこないなと思われたと思います。

計画は、方向性とか目標、事業の重立った要旨だけを掲載して、実際に補助金があったことによってどれぐらい数値が伸びたのか、そういった数字については、27年度の自立支援協議会の部会でこの計画に基づいてデータを掲示し、(前回の)第2編の説明で数値の見直しや、PDCAサイクルを使って随時確認していきますよと申し上げましたが、第1編につ

いても自立支援協議会の検証機関となりまして、計画に関する事業の成果について確認していきたいと考えております。

下田委員長：今後、各部会で事業の見直しや事業の達成度合いとか、今後の見通し、いわゆるP D C Aサイクル、P l a n、D o、C h e c k、A c t i o nという流れに即して、事業の見直しと今後の方向性を各部会を通して打ち出していくとなりますので、これを踏まえて第2編で数値目標を打ち出すという回答だったと思います。よろしいでしょうか。もしなければ次に移らせていただきますので、

森嶋委員：16ページの①日中活動の場の充実のところ「身体障がい者福祉センターでは医療的ケアを提供します」とありますが、あとのほうでは「身体障がい者福祉センターと一時ケアセンターで医療的ケアを提供します」と書かれているので、14ページの一時ケアセンターのところにも医療的ケアを入れるべきだというのが1つ。

ここで言われている医療的ケアが、書かれている内容を見ると看護職だと思いますが、単純に医療職がいて、看護職を配置してこれらのケアをしますという意味なのか、それとも制度で段階的におりてきた介護職の皆さんに研修を受けて、従業者の研修を受けて事業所がその申請をして、事業所としての登録を済ませてこれらの行為を行うのかでは全く違ってきてしまうので、それはどちらなのかをはっきりしたほうがいいのかと思います。

下田委員長：ありがとうございます。文章との整合性や医療的ケアの中身を明確にすることについてご意見をいただきました。おっしゃるとおりだと私も思いますので、これについては次回のたたき台の中でははっきりしたいと思います。

西田委員：基幹の西田です。在宅福祉サービスの充実の中に、今、地域生活支援協会で話されているようなホームヘルパーさんたちの課題が全く書かれていないんですね。

日中活動のところには、訓練だったり生活介護だったりっていうその事業所の意向だったり、日中活動の訓練などの事業名が出ていますが、在宅支援についてはすごく薄くなってしまっていて、具体的な何がという課題が足りていないので、地域生活支援部会を反映して意見をいただいているのですが、ここはもうちょっと書き込みが必要だと思います。

下田委員長：ありがとうございます。これについては、さらに必要事項等を書き込むということで対応していきたいと思います。地域生活支援部会からさらにもう1度ご意見をいただくか、あるいはいただいた意見をもう1度検討して、盛り込んでいく形にすることにしたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。先に進めさせていただきますが、また戻っていただいても差し支えございませんので、その都度ご意見、ご質問やご指摘をいただきたいと思います。

事務局：3の保健・医療の充実と4の子どもへの支援の充実をまとめて報告させていただきます。

保健・医療の充実は、1度こども部会にたたき台を提出しまして意見を頂戴いたしました。

まず、3の保健・医療の充実ですが、こちらについては早期発見が大切ということで、現在の事業を引き継ぐとともに、より連携体制の強化をしていくことが必要かと考えられます。

また(2)保健・医療・リハビリテーションの充実については、毎回(当事者)アンケートで必要なこととしていつもトップに挙げられていることですので、引き続きこの部門については充実が必要かと考えられます。

子どもへの支援の充実の就学前療育・教育の充実を就学後療育・教育の充実については、原則として現計画をさらに拡充する形でそのまま引き継いでおります。

就学後療育・教育の充実につきましては、今年インクルーシブ教育システムのモデル校ということで、浦安でデータ収集などを行っているところですが、障がいのあるなしにかかわらず、ともに学ぶ仕組みなど、インクルーシブ教育システムの構築につきましては国の基本計画や指針でも取り上げられているところですので、今回計画に盛り込ませていただきました。

次の就学・進学相談の充実についても、原則として前の計画を引き継ぐ形で文言などを現状に合わせて内容を修正させていただきました。大きく変えたところで4のライフステージを通じた支援の推進を新規項目で追加させていただきました。

各機関の連携と乳幼児期から成人期までライフステージを通じた一貫性のある支援システムをつくっていく必要性が課題となっております。今までも挙げられておりました連携体制の強化。サポートファイルというツールを通じてライフステージを通じた支援を促進していくことを強調させていただきました。

また、ライフステージに応じた支援体制の整備ということで、10月1日から青少年サポート事業が始まっております。小学生からおおむね25歳までの発達障がいの疑いのある人に専門性の高い相談、療育支援を行う青少年サポート事業が10月1日からスタートしたところです。

時間もございませんので、概要はこのくらいにさせていただきます、3の保健・医療の充実と、4の子どもへの支援の充実について皆様のご意見を伺いたいと思います。

下田委員長：ありがとうございます。それでは、引き続きまして保健・医療の充実、そして子どもへの充実というところですが、部会で意見を収集した上でのたたき台の提示でございますので、部会の意見が反映されているわけですが、まだ今後さらに何度か検討してよりよいものに仕上げていくこととなりますので、どうぞ積極的にご意見、ご質問いただければと思います。

西田副委員長：。教育委員会の教育施策とこの福祉施策とが整合性をとっているのかと誰かさつき言いましたね。気になるのは、例えば30ページ目の取り組みの方向性の下の特別支援教育の充実と、34ページ目の進路選択の充実と書いてある言葉と、それから皆さん手元に持っていないで大変申しわけないのですが、26年度の教育施策があつて、そこに書いてある特別支援教育について書いてあることとが、読み込むとどうしても私には理解できづらい。

例えば、特別支援教育を読み上げますと、「就学に当たっては特別支援学級の運営や施設面を考慮し、本人及び保護者の意見や希望を尊重し、その就学すべき学校を指定します」という言葉になっているのです。

これと、福祉計画に書かれているような本人たちの希望尊重しながらやっていまいしょうという言葉と、教育施策の運営や施設面を考えてから本人の意見や保護者の意見を聞いてから場所を指定しますは、同じことをもし言いたいならば、福祉計画の言葉に改善してほしいというのが率直な意見であります。

常々言っていますが、地域で障がい者が生きることは教育が原点だと個人的には思っていて、進路選択はそれぞれ選んだらよろしいと思うが、障がいを持つ人たちが自分たちで意見を言ったことを尊重してあげて、運営面や施設面は我々が配慮しながら、地域で生活する場面をつくることに福祉施策ではやってはいかがかという意見でございますので、急に言ってもだめでしょうから、教育委員会と検討していただき、次回にはその見解を教えてください

たいと思います。

下田委員長：施策をすり合わせた上での次回に提示にしていきたいと思います。ありがとうございます。

森嶋委員：さっき疑問に感じて発言しなかったのですが、10ページの一番下の相談支援の充実のところ「障がいのある人に対する相談においては」になっているのですが、「おいても」にしておかないと、相談では意見を尊重するが、日中活動とか生活支援では尊重しないみたいにとられてしまうといやなので。

下田委員長：確におっしゃるとおりなので、訂正いたします。

小田委員：22ページの障がいの早期発見について。これは自立支援協議会のこども部会の話し合いを経て、変わった後のものと理解してよろしいですか。元のものを持っていないのですが、障がいの早期対応の促進というところで、結構内容を変えてもらったんでしょうか、それともほとんど変わっていないということですか。

この場で質問しないでこども部会に質問したほうがいいのでしょうか、

下田委員長：こちらで出してください。変わっていないのはどのあたりなのかということをおっしゃっていただければ。

小田委員：特に発達障がいのお子さんに関しては早期発見、早期療育が、早期対応が必要だということで、こちらに書かれているのですが、早期対応の手段というか方法、やるべきことが行政のほうの保健師の方々がやられているクラスからダイレクトにこども発達センターに繋がっていくことだけ書かれているのですが。

実際にお母さん方が我が子の苦手さに気づいて、少しずつそれを受け入れながら最終的には療育に繋がっていくと、もっと時間もかかるし、非常に複雑な子どもの心の変化を多くの支援者が、例えば地域生活支援センターとか、保育園、幼稚園とか、我々民間の市社会協さんとかさまざまにかかわりながら繋がっていくという現実があると思っていて、その連携こそ必要、とても大切だと私は考えている中で、ぜひそういう形をいれてほしいなという意見をさせてもらっています。

事務局：前回、こども部会でご指摘いただいた連携体制の部分についての記述が少し抜けているところがありましたので、次回までこれについてはお示しいたします。

小田委員：同じページの障がいの早期発見の促進の現状と課題のところの3行目のところで、前回気づき漏れたのかもしれない。「そのためには乳幼児の健康診査の未受診者を解消することで障がいの早期発見・早期対応を図り」とありますが、早期発見・早期対応をより進めるためには、この1歳歯半健診や3歳健診の受診率を上げることのみが有効であるみたいに読めてしましますが、実際に1歳半健診は多分9割以上受けていたり、3歳健診でも7割、8割超えていると思います。

仮にそれを100%にしたところで、目指しているものにはまだ足りないのではないかと考えてまして、ここはもう少し何かほかにもいろいろなことが必要みたいな感じで書いてもらったほうがいいかなと思いました。以上です。

下田委員長：ご指摘を踏まえて、たたき台として次回お示しさせていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。部会の意見等が元になってつくられているのですが、自身が発言したこととは違うとか、あるいは記憶している部会の議論とはちょっと異なっているとか、あるいは削除されているとか、いろいろなお気づきになる点もあろうかと思えます。こ

ういう点も踏まえましてご意見、ご質問いただければと思います。

白川委員：審査会の白川です。28ページと29ページですが、名称のことですが、現状と課題のところ、「26年10月より児童発達支援センターに移行したこども発達センターを中心に」という言葉が入っています。移行しているのであれば児童発達支援センターなのかなと思ったのですが、業務の一部だけが移行したのか、名称が変わったのであるのであれば統一しなければいけないのではないかと。

29ページの主の事業のところも、事業名が両方もこども発達センターになっているのですが、これも児童発達支援センターの言葉に変えるのかなと思ったのですが。

事務局：紛らわしくて申しわけないのですが、こども発達センター名前はそのままです。こども発達センターの機能として児童発達支援センターの機能を持つということです。その辺は確かに注釈をつけないと大変わかりづらくなると思いますので、注釈をつけるようにいたします。こども発達センターの名称はそのままです。

上林委員：こども発達センターの所長の上林です。こども発達センターと児童発達支援センターの紛らわしい呼び方と違いですが、児童発達支援センターは児童福祉法の改正があって、そして児童福祉法の中に位置づけられている児童福祉施設が幾つもあります。その中に児童発達支援センターが新たに位置づけられました。

県に指定申請をしてその法案に位置づけられた施設の指定を受けて、そこ求められる役割を果たしていくということをこども発達センターがやっていくということになっております。

県に申請をすれば、一定の要件を満たしていれば指定される。市内にほかに児童発達支援センターができてくることも十分想定されます。その辺の将来的なことも見据えた上で、今までどおり、市で定める浦安市こども発達センターの設置管理条例というものに位置づけた、市指定の施設の名称をこの後は続けていこうよと。その中で児童発達支援センターの事業をやっていくということにしております

西田副委員長：こども発達センターと免許の話が出たけど、こども発達センターと児童発達支援センターは何の役割が違うんですが。対象とかが違うんですか。

上林委員：こども発達センターがやることと、児童発達支援センターがやることでの違いはありません。そういう意味ではありません。

事務局：書き方を変えます。

白川委員：内容はわかりました。そういう意味ではこの現状と課題の「平成26年10月より云々」のところ、一部の事業としてそのところで、児童発達支援センターというものがあるという。移行ではないのではないかなという感じではあります。

下田委員長：もう少しわかりやすいように書き換えをいたします。場合によっては注釈をつける必要もあるかと思えます。

西田委員：基幹相談の西田です。まず、22ページ目の先ほど小田委員がおっしゃっていた話と同じかなと思いますが、やはりこれは障がい者計画なので、行政の施策を乗っけていくのでこういう書き方になるのだろうなとは思いますが、

現状と課題のところ民間とかと連携しながら通所とか通園とか書いてありますし、やっていくんだよということで書くのであれば、②の早期対応の促進の中にも、例えば「行政がやっているのびのびクラス、こども発達、だから速いんだよ」ではなくて、民間でやっている児童発達事業とかいうところも、例えばちゃんと紹介するとか社会支援を周知するとか、

特徴を保護者に知らせるとかいうことも書かれているといいのかなと思いました。

24ページの現状と課題。書き方にこだわっているわけではないですが、すごくいいことかいてあると思うんですね。「また、近年医療の高度化に伴い、地域で生活する心身に重度の障がいがある人がふえてきている」というのはそのとおりですし、「在宅で生活する医療的ケアが必要な重症心身障がい児や者についても、家族の介護負担を軽減するための支援が重要です」と書かれているのですが、浦安はこの計画では、身障センターと一時ケアセンターが医療的なケアを提供しましたとなってしまっているのは、やはり課題として残っていないのかなと読み取れますし、

この後の25ページの⑤も同じですが、医療的ケアを常時必要とする在宅の障がいのある子どもとかがいるんだよと言っているにもかかわらず、通所施設で受け入れますとなってしまっていて、今、現実的に相談を受けている利用者さんで子どももそうですが、NICUから出てきっぱなしの人は通所なんかとんでもありませんという人もいますので、お家にそういう人たちが来てもらわないとお母さんは離れられないというお宅が結構いますし、もちろん成人の中でも通所にも行っているが、例えばひとり暮らしや家族がいればもう成人していれば医療的なケアを担ってくれるヘルパーさんがいないと当然生活が回らないという人もいますし、そこも地域生活支援部会で議論になっているところですが、そこら辺がズボッと抜けている感じがありますので、そこをきちっと反映させていただきたいと思います。なので、取り組みの24番も在宅サービスというところであれば、先ほど申し上げたようなことをしっかりと書いていただきたいと思います。

それから、28ページの子どもへの支援の充実のところですが、今、就学前の子どもたちは、こども発達センターでそれこそ医療的な喀痰吸引とかいったことをやっていたているようですが、そこら辺もやっていることを書いたほうがいいのかなと思います。

それから、30ページの就学後、今、学校の中でも当然ながら重度の子どもたちがいて、そういう子たちが医療的なケアが必要な人たちが出てきていて、そうすると、学校でどういうふうに支援していくんだという課題なんでしょうが、課題にきちっと載せておく必要があると思います。なので、医療的なケアの必要な子どもたち大人たちに対しての課題と方法を載せてほしいのと、31ページですが、⑦インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進とあります。

私も先ほど平成26年度の教育施策を、先ほど話にあったやつを、先日ある相談をきっかけに見ることがあって、今まで浦安市の教育施策には、本人及び保護者の就学先の決定権はそちらにあると明文化されていたにもかかわらず、それがどこを探してもなくなってしまったということがあり、すごく驚いているところです。

この7番を読んだときに、インクルーシブ教育、もちろん特別支援学級の子どもと通常学級の子どもが交流することはすごく重要なことで、これはこれでももちろん大事だし、なければいけないことですが、

そもそもインクルーシブは、障がいのある人もない人も同じ場で学んでいくことが言われているところだと、そのことが何も書かれておらず、やっぱり特別支援学級と通常学級、いわゆる障がいのある子とない子が別々にいるから交流しましょうという書き方になっている、捉え方になっていることを、もう1度教育委員会の方たちに確認したいですし、教育の施策の中に、34ページの中には、就学先の合意形成という言葉が出てくるようにしました。

それは国の方針で合意形成をとるようにと変わったからですが、浦安市は、ずっとそれより前の平成13年から合意形成をもちろんとりますし、最終的には本人・保護者の選択をうたってきたにもかかわらず、合理形成と合意形成という言葉に置き換えてしまっていると、自己決定、自己選択が薄まってしまっているのではないかと思います。

それから、主な施策の中に学校に今、介助員ですとか障がいのある人に介助の人がいたり、幼稚園に介助がいたりということを引きつと浦安市はやってくださっているのです、そこをしっかりと書くことで通常学級を選んで、そこでもきちっと特別支援教育をやっていくんだということが明記されると思います。

それが事実だと思いますし、1点は教育委員会にきちっとその方向性を確認していただきたいことと、もう1点はやられていることは、通常学級でやられている支援を明確に表記していただきたいと思います。

下田委員長：ありがとうございました。教育委員会との協議は引き続き行って、文言を改めるとか表現の仕方を変えるようにしていきたいと思いますし、ご指摘いただいた点は、この報告書の中に盛り込む、あるいはまた妥当な表現でないものについては改める形で対応させていただきます。

森嶋委員：22ページが一番下の障がいの早期対応の促進で、こども発達センターと児童発達支援センターの話で議論されましたが、こども発達センターは浦安市の施設なので、ここはそういう趣旨なんだというのであれば問題ないと思います。

のびのびクラスでいる人たちを、そのまま浦安市が直営でやっているこども発達センターに繋げていくように努められてしまうと、制度でどこがやるかわからないですが、児童発達支援センターがもう1個立ち上がったとしても、浦安市のユーザーさんは皆のびのびクラスからこども発達センター、浦安市がやっているところに行ってしまうと、新しい事業者としては来ないみたいなことになってしまうのがあれなので、ここは児童発達支援センターと書いてしまっているのかなと私は思いました。

もともと、第4期の障がい福祉計画作成に当たる指針が国から出ていますが、その中には、早期対応の促進で地域の中核になるのは児童発達支援センターであろうと。ただし、地域の支援体制の連携も物すごく重要で、子ども・子育て支援法にも健やかなると文言が入っていて、そこは全ての子どもが健やかにと、ちゃんと書かれているので、子どもが0歳から保育園に行かれていますので、0歳で保育園に行っているが、あれっと思うような児童がいたとしても、のびのびクラスに行かない限りは福祉に繋がらないという話になってしまうので。

そうは言っても、今は保育所等訪問支援事業がありますから、その事業をやっているのは児童発達支援センターだけではないので、それこそ先ほど発言された小田さんのところなどは、積極的に保育園とか幼稚園とか回ってくれていますから、そういうところにも繋がるということがここに連携として書かれていて、市内の児童発達支援事業とか、児童発達支援センターもそうですが、相談事業をやっているところと連携をして、そちらの情報提供、連携して、支援することに努めますみたいな方法にさせていただくといいのかなと思いましたので、発言させていただきました。

下田委員長：伺この点については実態を踏まえながら、かつ方向性がありますから、それを検討しながら文言を改めていくような形にしたいと思います。

たたき台はまた提出させていただきますので、再度ご意見をいただければと思います。

では、よろしければ先へ進めさせていただきたいと思います。

事務局：5の雇用・就労支援の推進と、6、生活環境の整備の2項目についてまとめてご意見を頂戴したいと思います。

柱の5雇用就労支援の推進は、今回、重点的な取り組みの1つにもなっております。

現計画を引き継ぎ、さらに推進していくという方向性になっておりますが、今回ピックアップさせていただいたのが、(2)福祉的就労の促進ですね。その取り組みの方向性として、就労施設等からの受注・販売の拡大。こちらにつきましては、就労・支援ネットワークという会議で意見を頂戴いたしまして、本年度はこちらの計画にも掲載しておりますが、ハンドメイドBOOKという各施設のサービスを紹介するリーフレットを作成いたしまして、このリーフレットを持ちまして啓発広報に努めたいと考えております。

また、6の生活環境の整備についてですが、この項目につきましては道路などの整備状況を、担当部署に確認しているところですので、次回の11月10日の第4回策定委員会で、提示させていただく予定です。

震災の復旧も進んでおりまして、それに伴いまして点状ブロックの再設置、あと建物拡張なども次々に進めていただいておりますが、そういった道路状況の報告なども次回にさせていただきたいと考えております。

また、アンケート、ヒアリングでも多くいただいております、自転車対策ですね。放置自転車のマナーについて終始徹底してほしいという意見は、毎年頂戴しているところがございますので、こちらの自転車利用のマナーの点についても力を入れていきたいと考えております。

また、公共施設の整備についてですが、28年度に向けて新庁舎建設をただいま進めております。これにつきましては、次の協議会でも報告させていただきますが、当事者の方のお話を聞きながら庁舎建設を進めていくということで、今月、そして12月、あと2月か3月くらい、計3回にわたりまして意見交換会を予定しております。

ここで当事者の方、支援者の方、保護者の方の意見を反映いたしまして、よりよい庁舎づくりに取り組んでまいります。このように、新規に建設する公共施設につきましては、バリアフリー、ユニバーサルデザインを念頭に入れまして、建設を進めております。

また、生活環境の整備の2つ目にあります移動・交通手段の整備ですが、こちらの移動について、助成については当事者アンケートでも充実してほしいと毎回希望が出ているところがございます。こちらも前計画を引き継ぎ、支援の充実に努める所存でございます。

また、今回(3)安心・安全に暮らせるまちづくりの推進は、今までは防犯、防災になっておりますが、今回重点項目としてピックアップすることに伴いまして、国の指針に合わせまして、安心・安全に暮らせるまちづくりの推進という名称にさせていただきました。前計画を引き継ぎつつ、福祉避難所の充実に今後も取り組んでまいります。

9月17日に民間の事業所の方と福祉避難所、ヘルパーの派遣、物資の供給についての協定を結びました。このことにつきましては、(3)の最後48ページになりますが、福祉避難所設置状況というところで、現在福祉避難所公共施設は14カ所、今まで公共施設14カ所のみだったのですが、今回は19カ所、民間の事業所の方にご協力いただきまして、民間の避難所が19カ所基本的に設置することとなりました。

雇用・就労支援の推進と生活環境の整備について、ここまで以上になりますが、この2項

目についてご意見をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

下田委員長：ありがとうございます。ただいまご説明にございましたのが、雇用・就労支援の推進、それから次に生活環境の整備です。この2点につきまして、それぞれ基本施策が示されておりますが、これらを踏まえてご意見等いただければと思います。

愛場委員：市川特別支援学校のコーディネーターの愛場です。

本校に対して通学バスなどの支援をしていただいています。また、当校のスクールバスが、浦安コースと湾岸コースの2コース、浦安市さんを走っています。

3・11のときは、ちょうど下校時間と重なりまして、バスが学校を発車してしまった後に震災が起こったという現状がございました。バスもなかなか学校に戻ってこられずに、保護者の方も大変心配の中、待ったという状況がありました。

交通渋滞に巻き込まれた場合、職員が応援に駆けつけたくてもなかなかできない状況では、運転手さんと本校の介助員さんが子どもたちを見守るような状況にございます。

なので、ここに挙げられている避難所を、本校のバス等も一時的な避難所として利用させていただけると大変ありがたいと思います。朝の7時半には学校をバスが出発して9時に学校に戻ってきますので、かなりの時間帯バスが市内を走っていることになると思うのでお願いができるありがたいと思っているところです。

文言の中に本校のことを書き入れてほしいということではありませんが、そういうことも加味した上での福祉避難所と考えていただけると大変ありがたいと思っております。

下田委員長：直接学校名はおっしゃるとおり入れられないのですが、そういったことを踏まえて、施策を行うような方向性を何らかの形で表現していきたいと思ひます。

山本委員：教育研究センターの山本と申します。先ほど教育に関するご意見をたくさんいただきまして、今後、検討していくことが多々あるかなと思ひしております。その中で、文言のことで保護者・本人の希望を尊重したということがございましたが、浦安の教育施策を手元には持っていないのですが、浦安市の就学相談には、保護者・本人の希望を尊重するということがしっかり明記されています。

インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進のところのお話でしたが、ここの文章の中には、誰にとっても生活しやすいということで、通常学級にいるいろいろなお子さん全てに、生活しやすい環境整備等を推進していくとともに、この下に特別支援学級と通常学級の子どもたちという文言がありますが、

このインクルーシブ教育システムに関しては、特別支援学校や特別支援学級、通常の学級と本人のニーズに合わせ、また保護者の希望に合わせて考えると、特別支援学級も特別支援学校も全部なくなるというわけではないので、その子に応じたところなので、これが特別支援学級という言葉も残っていることになっています。

この辺も、ご指摘いただいたことがございますので、文言をもう1度検討していきたいと思ひしております。

下田委員長：ぜひよろしくお願ひいたします。

神谷委員：49ページの福祉避難所設置状況の民間事業所が19カ所、これは今後具体的な場所は載せるということなんでしょうか。障がいの種類によっては公民館がだめな人のために民間にお願ひできませんかとなっていると思うので、載せるかどうか教えてください。

事務局：民間の事業所とは9月17日に協定を結びました。特に期間は定めておりませんが、順

次、追加でご協力いただくところもあるかと思しますので、掲載するとしたら平成何月何日現在ということで、情報を提供することになるかと思ひます。

下田委員長：基本的には載せるということでごひます。

事務局：何日現在と断りを入れて掲載します。

下田委員長：何月何日現在という形で民間事業所を載せて、場合によってはホームページ等で新しい事業所や入れ替えなどについても随時広報していくという形になると思ひます。

西田委員：基幹相談の西田です。教育のことですが、意見を尊重しということはよくわかっていますし、浦安市の施策にも当然ながら書かれています、最終的な決定は誰がするのだというところでは。

そこが選択の自由を認めていただいていた浦安市と、教育施策には教育委員会で指定すると書かれていたので、全く逆な形になってしまうのかなということ、その意味合いでお伝えしました。

尊重しながら就学相談を丁寧に行っていくのだということは、合意形成とも書かれていますし、そういう理解はしていることはお伝えしておきたいと思ひています。

下田委員長：山本委員を中心にまとめていただくことになると思ひますので、合意形成の点も含めてご検討をお願いいたします。

枝川委員：先ほど県立の特別支援学校のスクールバスの問題が出ましたが、スクールバスばかりではなく、市内の各事業所も送迎の車は出していると思ひますので、こういうことも踏まえて、福祉避難所の駐車場には、各法人、NPO法人などがやっている送迎の車も止まれるようにしていただければ皆、安心するのではないかと思ひます。

下田委員長：ということで、この旨もわかるように提示していきたいと思ひます。ありがとうございました。ほかにごひますか。

では、最後のところですか、済ませていただきまして、そのところでまたご意見、ご質問を頂戴して、最後に全体を通して伺って今回の福祉計画策定委員会は閉じたいと思ひております。

事務局：7の自立と社会参加の促進は大きく項目が追加になりました。まず、(2)の虐待の早期発見・防止です。虐待については、現計画では、虐待防止センターを設置しますくらいの記述だったのですが、今回大きく早期発見・防止ということで、ネットワークの強化、虐待防止センターの事業の充実について掲載させていただきました。

また、虐待防止の対策協議会ですが、今年度より高齢者と合体をいたしまして、高齢者・障がい者等における虐待の早期発見防止対策協議会ということで、高齢者担当も、障がい担当も虐待の防止に当たります。

新規項目で(3)差別の解消と合理的配慮の推進。こちらですが差別解消法、28年度に施行されます。今年、差別解消支援、地域協議会のあり方について協議会を設置して、これからの体制づくりについて検討しているところでごひます。

合理的配慮の推進といたしまして、差別解消のための体制整理と、また、まずは行政サービスにおける配慮を推進していく必要があると考えております。

市全体の合理的配慮の推進ということで、啓発・広報活動に努めていきます。この自立と社会参加の促進につきましては、今後、権利擁護部会でさらに意見を伺おうと考えております。

(4)の余暇活動の促進については、前回の計画を引き継いだ形で、機能の充実に努めております。

(5)の自主的活動の推進についても引き続き、側面的支援を強化してまいります。簡単でございますが、皆様のたくさん意見を頂戴したいと思いますので、これくらいにさせていただきます。

西田委員：52ページの虐待の早期発見と防止のところなんです、主な事業として、浦安障がい者虐待防止センター事業だけが載っているんです。

しかし、取り組みの方向性で、サービスの量がないと、この虐待防止法が養護者の支援等に関する法律となっていて、虐待しちゃいけませんよとかいうことだけではなく、支援が足りないから虐待の状況に追い込まれてしまうということ、どちらかという、救っていきこうという色合いがすごく濃くないかなと思ったときに、虐待を防止するためには、サービスや使える資源があることが大前提だと思うので、そういうことは書いておくべきかなと思いました。

下田委員長：ありがとうございました。サービスや支援については、書き加えていきたいと思えます。

足立委員：浦安市視覚障がい者の会「トパーズクラブ」の足立です。合理的配慮について、まず行政のほうから取り組んでいきたいということでしたが、そのとおりだと思いますので、よろしく願います。それを言いたいと思っていましたので、そのとおりでやっていただきたいと思えます。

下田委員長：ありがとうございました。

行政から取り組んでいくということ、計画の中で明確に打ち出していくということにしていきたいと思えますので、よろしく願います。

白川委員：審査会の白川です。53ページの③の合理的配慮の推進というところで、「障がいのある人が自分に合ったサービスを受けられるよう」という言葉があるんですが、サービスというのは、ある意味、公的な部分の意味合いが強いのかな。これは、サービスだけではなくて、いろんな生活の場面で、地域の方、住民のいろんなものもありますでしょうし、サービスと書いてしまうと、すごく限定的なのかなということで、自分に合った配慮を受けられるようというような、サービスはすごく限定的なので、この言葉はもうちょっと変えたほうがいいのかという気がしました。

下田委員長：ありがとうございました。おっしゃるとおり、サービスと書いてしまうと、多少、限定的になると思えますので、いろいろな配慮を受けられるような形の文言に変えていきたいと思えます。

次回のたたき台のところで示させていただきますので、見ていただいて、それでも不十分よということでしたら、ぜひ言っていただいて、ご指摘いただければと思えます。ありがとうございます。

神谷委員：自閉症協会の神谷です。31ページの、先ほどから何回か出ている、7番のインクルーシブ教育システム構築に向けたというところで、特別支援学級と通常の学級の子どもが自然に交流しというところは、私はものすごく違和感を感じて読んだんです。先ほど山本委員が、そんなつもりじゃみたくない、いろいろおっしゃっていますが、結局、ぱっと文字を見たときに、どういう印象を受けるかというところなんです。

31ページだけじゃなくて、何か違和感があるなというのは、8ページの①の特別支援学級と通常の学級の児童生徒のとか、何というのかな、これだけ読むと、障がいのある子は支援学級に行っているのが当たり前で、通常の学級の子との交流を一生懸命とどうしても読み取れてしまうんです。

そこに、そういう子ばかりと限定しているわけじゃないとか、いろいろ言ったとしても、読む人はこれを読んだ印象でイメージしちゃうので、そういうところだと思うんです。だから、やっぱり文章の書き方をもう少し工夫したほうがいいのかと思います。

あと、16ページの現状と課題の一番上の、「特別支援学校高等部卒業者の日中活動の場としては」になっていて、実際、市役所に直接的に声が聞こえているのは、やっぱり支援学校の高等部のお母さんたちの声だと思うんですが、通常の支援学級じゃない高校に行っているお子さんもいらっしゃいますし、特に、発達障がいの方は、知的がとても軽いと、反対に支援学校は行けなかったりするんで、障がいのある子で、支援学級、支援学校に行っている子が当たり前ととれちゃうような文章は、少し工夫が必要かなと思います。

家庭とか、その子の生き方として、学ぶ場を、通常校とか通常学級を選ぶ人もいますし、反対に、支援学校を選べないタイプの人もいますので、本当にいろんな人がいるんだということとちゃんと頭に思い描きながら文章にするとしたら、ここはやっぱり工夫があったほうが良いかなと思います。

そういう意図はないと言っても、文章だけを読むとそういうふうにしり込まれちゃうような気がして、そこにとても不安を覚えました。

下田委員長：貴重なご意見、ありがとうございます。ご指摘いただいた箇所を中心に全体的に見直しまして、いろいろな方へ配慮しつつ、読み手がどう読むかということを考えながら表現を改めて、11月の計画策定委員会のほうに提示をさせていただきたいと思います。

西田委員：神谷委員がおっしゃったことは私もそのとおりに思っていて、先ほど言ったこととかぶりますが、通常学級を選ぶこともできる、通常学級ではこんな支援をしている、通常学級でも特別支援学級でも共通してこんな支援をしている、通常学級の人にかかわることがあるんだしたら、そこを。通常学級への支援だけがズボッと抜けているからわかりづらくなっちゃうし、そこに行っている子もいるし、行ってもいいよと最初に書いてくれば、すごく変わるのかなと思いました。

全体をとるところでは、16ページの日中活動の場の充実のところの3段落目、「しかしながら26年4月に障がい者福祉センターの定員が超過し」すが、知的障がいを対象とした生活介護事業所整備が緊急課題なんだと書いてあるんですが、自立支援法になって3障がい一元化になり、総合支援法になって、そのままそれが踏襲されていて、難病や発達も入っている中で、わざわざ私みたいに知的障がいを対象とした生活介護事業所みたいな表現の仕方をしないほうが良いんじゃないかなと。

例えば、本当に知的の人たちが困っているだけならば、知的障がいの人たちの生活介護をとか、やっぱり障がい別で分けていくことでも国はいいよとは言っていますが、種別を問わないというような方向性になったのがまた分かれていっちゃうようなイメージを強くすることはわざわざないのかなと思いました。

下田委員長：その点は見直します。確かに、おっしゃるとおり、種別によって分けて云々というのは、大きな時代の流れというか、取り組みの方向性を考えるに当たって見直すべきところ

だと思しますので、全体にわたって表現を改めたいと思います。

ほかにございますでしょうか。全体を通してでも、あるいは、どこか、この箇所というところで指摘いただいても結構でございますが。

森嶋委員：経済的な自立の部分についてというところが何か抜けちゃっている気がします。

それと、サービスの質と量をふやしますということがいろんなことで出ていたと思うんですが、ふやすための機会という、やっぱり研修だったり啓発の活動だったりというのが必要だと思うんですが、それがどこにも入ってないので、どこかに入れていただけるといいかなということ。

それと、制度をよく調べてみればとか、普通に申請さえすれば制度に繋がるとか、制度に繋がらない。期間が過ぎちゃって、例えば、さっきの経済的な自立のところという、年金の受給資格が本当はあったかもしれないのに、今となってはもらう手だてがないみたいなことになったりすると、それはちょっと難しいというか、不幸なことなので、制度の周知にもう少し、行政だけではなく、支援者側も努めるべきだろうということがあるので、さっきの早期発見とかということに繋がるような気がするんですが。

今まで何度か読み直しはしているんです。どこにも入っていないんだけど、どこに入れていいかちょっとわからないんですが、そういうことを思い、伝えたいと思ったので、言わせてもらいました。

下田委員長：ありがとうございました。

経済的自立、非常に重要なポイントだと思いますし、また、サービスの質と量を充実するというのであれば、研修等というのが当然伴ってくるだろうと。また、制度というものをより周知させるというような視点が必要になってきますので、この点は全体を見直ししながら、しかるべきところに盛り込んでいきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

今回、いろいろなご意見、ご指摘をいただきました。いただいた意見についてどう思いますかという問いかけも考えてはいたんですが、この計画をつくり上げるに当たって、どれも非常に適切なお指摘で、また我々が至らなかった点というのが多々指摘されたと思いますので、まずこの表現を中心に、もちろん言葉を変えればよいという問題だけではございませんが、中身を伴うような文言にする、そういったことを次回に向けて行っていきまして、改めてたたき台を提示させていただきたいと思します。

ただ、次回の策定委員会は11月を予定しておりますが、パブリックコメント実施前の最後の委員会ということになります。パブリックコメント後も、随時、最新の情報や事業などに取り組んでいきますが、次回の委員会でもさらに多くの意見をいただきまして、場合によっては、議論、討論などもさせていただきまして、パブリックコメントに臨みたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

何かご意見等ございましたら、障がい事業課へファクス、あるいは、電話等でも構いませんので、ご意見を頂戴できればと思しますし、そういった意見については、委員会の中でまたつまびらかにして、いろいろとご意見、それに対するご意見なども伺いたいと思っております。

では、きょうの議題は全てこれで終了いたしました。事務局から報告事項はございますか。

事務局：先ほどのスケジュールでもお示しいたしましたが、今回は、11月10日月曜日、午後1時30分より文化会館中会議室で開催いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

報告は以上です。

下田委員長：では、次回は、パブリックコメント実施前の最後の委員会ということでございます。

それでは、これをもちまして、第3回障がい福祉計画策定委員会を終わりにさせていただきたいと思います。きょうは本当にお忙しい中、いろいろとご多用の中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

平成26年10月2日（木）
午後1時30分～
文化会館 中会議室

平成26年度第3回浦安市障がい者福祉計画策定委員会次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 第1編障がい者計画について
3. 閉会

| | | |
|---------------|------------------------------|--|
| 9月9日 | こども部会 | 意見収集 |
| 9月17日 | 相談支援部会 | 意見収集 |
| 10月2日 | 計画策定委員会 | 計画のたたき台 検討 |
| 10月15日 | 地域生活支援部会 | 意見収集 |
| 10月23日 | 権利擁護部会 | 意見収集 |
| 11月10日 | 福祉計画策定委員会 | 素案検討 修正等があり、かつ再確認の必要がある場合、 ・11月17日に修正案を送付。 ・意見がある場合、27日までに事務局に連絡。 ・事務局で修正内容を検討 |
| 11月 | 本人部会 | 意見収集 |
| 12月1日 ~21日 | パブリックコメント | 広報うらやすに実施の案内を掲載。 ホームページに素案を掲載。 障がい事業課、情報公開コーナー、駅前行政サービスセンター、中央図書館、各公民館図書館分室に素案を置く。 |
| 12月 | こども部会 | 意見収集 |
| 1月 | 相談支援部会 権利擁護部会 地域生活支援部会 | 意見収集 |
| 1月 | 計画策定委員会 | パブリックコメント実施結果報告、素案検討 |
| 3月 | 計画策定委員会 | 次期福祉計画策定 |

*他の計画との調整は、適宜おこなう。

○部会で意見を収集する施策

| | |
|----------|--|
| 権利擁護部会 | 「1. 理解と交流の促進」 (1) 啓発の推進 「7. 自立と社会参加の促進」 (1) 権利擁護施策の充実 (2) 虐待の早期発見・防止 (3) 差別の解消と合理的配慮の推進 |
| こども部会 | 「1. 理解と交流の促進」(3) 交流機会の拡充 「3. 保健・医療の充実」全般 「4. 子どもへの支援の充実」全般 |
| 相談支援部会 | 「2. 福祉・生活支援の充実」(1) 相談支援体制の充実 |
| 地域生活支援部会 | 「2. 福祉・生活支援の充実」 (2) 在宅福祉サービスの充実 (4) 住まいの場の充実 「5. 雇用・就労支援の推進」 全般 |

第1編

障がい者計画

(たたき台)

*現在、関係機関との調整をおこなっていますので、事業の名称等を変更する場合があります。

*現状や事業の説明に画像や図を用いることを検討しています。一部をサンプルとして掲載しています。

○重点的な取り組み

1. 差別の解消と合理的配慮の推進

障がいや障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の構築のため、障がいの有無にかかわらず相互理解が深まるように、差別の解消と合理的配慮を推進し、障がいのある人の社会参加の機会の拡充を図ります。

2. 自己決定を尊重したサービスの提供

障がいのある人が、自身の望むライフスタイルや人生設計に応じて自己決定を行い、自由にサービスを選択することを基本に考えたサービス等利用計画の充実を推進し、一人ひとりのニーズに対応したきめの細かいサービスを提供します。

また、サービスの質的・量的充実に努め、民間の事業者の連携と新規事業者が参入しやすい環境を整備します。

(1) 日中活動の場の充実

重度な障がいのある人が安心して利用できるサービスが不足していることや、地域移行者の受け入れを進めることなどから、民間の事業者へ側面的支援等をおこない、日中活動の場の充実を図ります。

(2) 住まいの場の充実

相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域体制づくりの機能を持った「地域生活支援拠点」の整備を推進します。あわせて、民間の事業者に対する整備費用の補助の拡充等により、地域に密着した小規模グループホームの拡充を図ります。

3. ライフステージを通じた支援の充実

一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うために、サポートファイルを活用して、乳幼児期から成人期までのライフステージに対応した支援体制を充実します。

4. 就労の促進

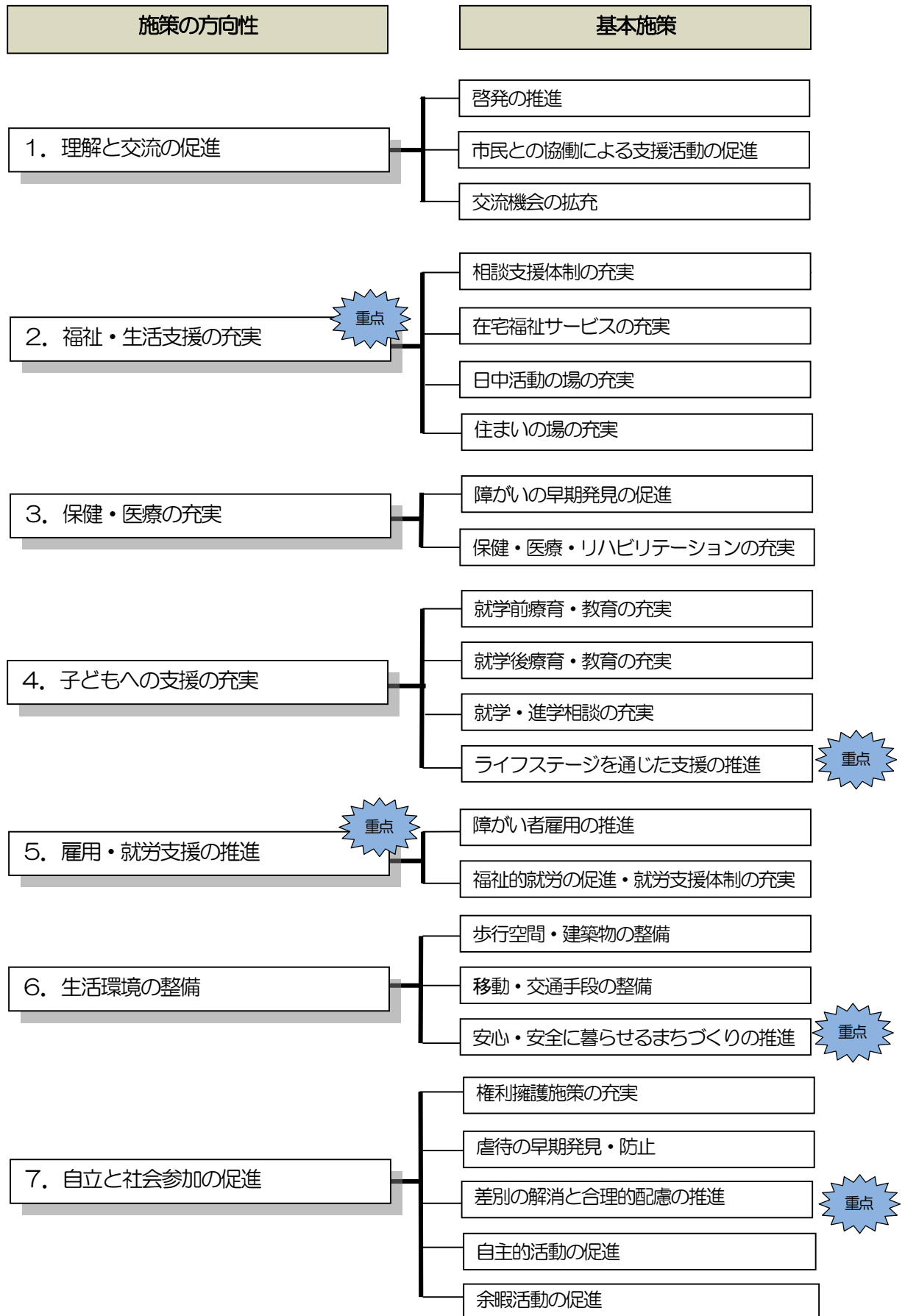
障がいのある人が希望と適性に応じて就労することにより、社会的・経済的に自立できるように、障がいのある人が働く環境の整備や就労支援体制の充実を推進します。

5. 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

災害時要援護者に対し安否確認や避難支援が迅速に行えるよう、福祉避難所と支援体制を整備します。

また、広く民間の事業所にも協力を求め、官民協働で災害時の支援にあたります。

○施策の体系



1 理解と交流の促進

(1) 啓発の推進

■現状と課題

アンケート調査の結果では、差別や嫌な思いをした経験について、「よくある」(3.7%)、「時々ある」(14.6%)となっており、両者を合すると18.3%の方が何らかの差別的な経験をしたことがあると回答しています。平成22年度の調査結果の21.5%と比較すると若干、状況の改善が見受けられるものの、5人にひとりに近い方が未だに差別的な経験をしています。

浦安市の自立支援協議会は、平成24年度に障がいと障がいのある人への理解を深めるための小冊子「バリアフリーハンドブック」を作成し、啓発活動をおこなってまいりました。

今後も、本市のまちづくりの大きな目標のひとつである「人間尊重のまちづくり」を基本に据え、啓発活動を積極的に展開していくことが課題です。

■取り組みの方向性

①広報紙等による理解の促進

広報紙やパンフレット、「こころのバリアフリーハンドブック」などを通じて、障がいや障がいのある人及び障がい福祉に対する市民の理解を深めます。障がい特性に配慮し、情報提供方法の充実を図ります。

②理解と協力の呼びかけ

市内の公共的機関・施設や事業所等に対し、「障害者差別解消法」等の法律や条例の内容などの周知を図り、障がいのある人への理解とバリアフリーのまちづくりに対する一層の協力を求めています。

CATV、タウン誌、民間企業等に障がい者福祉等に関する情報を提供し、啓発活動に対する参加、協力を呼びかけます。

③啓発活動の推進

福祉関係の講座の開催や、講師の派遣を行うとともに、障がい者関係団体などと連携し、啓発活動を推進します。

④職員研修機会の充実

市の職員や教職員等に対する研修機会を充実し「インクルージョン」(障がいのあるなしに関わらず、共に学ぶ機会を作っていくこと)の理念や合理的配慮への取り組みなど障がいのある人等への理解を深めます。

■主な事業

| | |
|-----|--|
| 事業名 | こころのバリアフリー支援事業 障がい者福祉推進事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 啓発用の冊子として「こころのバリアフリーハンドブック」を配布します。 小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講座等を開催します。 |

| | |
|-----|-----------------------|
| 事業名 | 自立支援協議会・権利擁護部会 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 啓発・広報活動について協議し、実施します。 |



広報うらやす特集記事の一例



うらやすこころのバリアフリーハンドブック

(2) 市民との協働による支援活動の促進

■現状と課題

障がいのある人が、地域で自立して生活していくためには、公的なサービスの充実とともに、地域の人々の協力と支援が必要です。

そのためには、地域で福祉活動を行う人材や団体を発掘、育成、支援していくことが必要であり、今後も障がいのある人への支援活動のための学習機会の充実や、人材の確保を図ることが課題です。

ボランティア活動の支援に関しては、社会福祉協議会を中心に、ボランティアに関する情報の提供、地域ぐるみ福祉ネットワークの整備、活動の側面的支援などに取り組んできました。

また、障がいのある人を支援する団体の活動情報を提供することや、支援する団体への側面的な支援に取り組んできました。

■取り組みの方向性

①ボランティアや支援団体に関する情報の提供

ボランティア活動や障がいのある人の支援団体の紹介、講座の案内等を行います。企業や学校等に、ボランティア活動やボランティア体験への参加を呼びかけます。

②地域ぐるみの福祉ネットワークの整備

ボランティアの養成活動への側面的支援を図ります。ボランティア養成活動を行っている個人やNPO、社会福祉法人、市内の大学、民間企業など民間の取り組みを発掘してそれらを有機的に結び付け、地域に密着した福祉のネットワークづくりを図り、地域の福祉力を高めます。

③ボランティア活動や支援団体の活動への側面的支援

多様なボランティア活動を支援し、そのネットワークづくりを進める上で中心的な役割を担う「ボランティアセンター」の機能強化を図るため、その側面的支援に努めます。

障がいのある人を支援する団体が「市民活動センター」を活用し、活動の情報を発信できるようにするなど、支援を行っていきます。

ボランティアセンターや市民活動センターの事業等を通じて、団体の相互連携や交流促進を図ります。

④ボランティア活動の推進

ボランティア活動の内容周知やボランティア体験への参加促進を図ります。市職員のボランティア活動への参加促進を図ります。

■主な事業

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 市民活動促進事業 |
| 担当課 | 協働推進課 |
| 内容 | 市民活動支援の拠点施設である市民活動センターの運営を行います。また、市民活動団体が主体的に行う公益的な事業に対し補助を行います。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | ボランティア休暇制度 |
| 担当課 | 人事課 |
| 内容 | 職員のボランティア活動への参加を支援するため、1年に5日の範囲内でボランティア休暇を付与します。 |

■関連施策・計画

第2期市民参加推進計画

浦安市社会福祉協議会地域福祉活動計画

(3) 交流機会の拡充

■現状と課題

障がいのある人もない人も、すべての人が、さまざまな分野においてともに助けあい、協力していけるようなまちづくりのためには、早い段階から地域との関わりを持ち、地域の一員として地域住民と障がいのある人の双方が互いの存在を認め合うことが重要となります。

そのために、これまで、学校における交流及び共同学習と地域における交流の推進に取り組んできました。

学校における交流及び共同学習は、特別支援学級設置校を中心に、特別支援学級と通常の学級の児童生徒と一緒に学習する機会を設けたり、休み時間や給食の時間、行事等において、活動を共に行き、共に学ぶ活動をおこなったりしています。

地域における交流としては、障がい者団体を中心とした地域交流活動に側面的支援をおこなってきました。

■取り組みの方向性

①学校での交流及び共同学習の推進

特別支援学級と通常の学級の児童生徒の日常的な交流を基盤にし、個々のニーズに応じて、教科学習等の交流及び共同学習を推進します。

県の事業である特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中学校等において交流を図る「居住地校交流」を受け入れます。

特別支援学級と通常の学級担任の交流や、合同研修等を通じて、教職員全体の障がいと障がいのある子どもに対する理解を促進し、職員全体で障がいのある子どもを支える校内体制の拡充を図ります。

②地域との交流の推進

地域の団体と学校が相互に催し物の開催等を通じ、障がいのある子どもを含む児童生徒を地域全体で見守るようなまちづくりを図ります。

障がいのある子どもやその家族、また、障がい者団体等の交流活動等に対して、側面的支援に努めます。

■主な事業

| | |
|-----|---|
| 事業名 | まなびサポート事業 |
| 担当課 | 教育研究センター |
| 内容 | 特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。 |

| | |
|-----|---------------------------|
| 事業名 | 浦安市障がい福祉団体事業費補助金 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 障がい福祉団体が行う事業に要する経費を補助します。 |

2 福祉・生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

■現状と課題

障がいのある人の人数は、増加傾向にあり、また、発達障がいや高次脳機能障がい等様々な障がいをもつ人への支援も求められています。平成 25 年 4 月には障害者総合支援法が施行され、支援の対象に難病等が加わりました。

また、平成 24 年 4 月よりすべての障がい福祉サービスの利用希望者にサービス等利用計画が必要になりました。

アンケート調査では、相談者が「いる」という回答が約 8 割と、多数を占めていますが、相談相手は「家族」という回答が 75.2%と、多くの方は何か問題があったときには家族と相談して対応している状況が伺えます。

しかし、悩みの内容は「健康・治療のこと」が 56.3%で半数以上、「経済や生活費のこと」(29.6%)、「仕事や就職のこと」(17.3%)となっており、専門機関や行政機関に相談することで問題解決の糸口が見つかる可能性が高い部分もあるのではないかと考えられます。

今後も、障がいのある人とその家族、支援者等の多様な対象に対応した相談の充実と、相談員の専門性の向上を図り、障がいのある人が必要とする相談支援体制を整備を継続することが求められています。

■取り組みの方向性

①相談支援体制の充実

ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）による市職員の相談機能を継続するとともに、研修等による資質向上を推進します。また、窓口・電話相談のほか、必要に応じて訪問相談を行います。

「民生委員・児童委員」、「身体障がい者相談員」、「知的障がい者相談員」、「障害のある人ない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づく地域相談員」及び「基幹相談支援センター」、「相談支援事業所」、「障がい者虐待防止センター」、「社会福祉協議会」などさまざまな相談機関の存在や相談・支援活動について周知を図り、障がいのある人やその家族の利用を促進します。

②本人の意思の尊重

障がいのある人に対する相談においては、本人の自己決定の尊重という考え方に立って、保護者や介助者だけではなく、本人の意思や希望に十分配慮して対応するようにしていきます。

③専門的な相談体制の充実と連携の促進

専門性が求められる多様な相談内容や緊急な相談にも応じられるよう、保健・医療、福祉、療育、教育、就業等、専門分野の連携を図ります。

的確な相談と援助・サービスへのつなぎ機能が円滑におこなわれるよう、連絡会議・ケース会議等を通じて関係機関の連携強化を図ります。

「基幹相談支援センター」を中心に相談支援事業者の連携を推進します。

自立支援協議会を中心に関係機関の連携を推進します。

④サービス等利用計画作成の質の向上

相談支援事業者への側面的支援を行い、事業者の拡充を図ります。

制度やサービス等利用計画を作成する事業所の周知に努めます。

自立支援協議会等で、サービス等利用計画の評価をすすめていきます。

実務者会議や研修を開催し、相談員の質の向上に努めます。

■主な事業

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 事業名 | 基幹相談支援センター事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 地域の中核的な相談支援機関として、研修会や事例検討会などを開催します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 計画相談支援推進事業補助金 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 計画相談支援及び障がい児相談支援の円滑な実施を促進するため、計画相談支援等を実施する事業所に対し、サービス等利用計画作成等を担う相談支援専門員に要する経費の一部を補助します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 地域の身近な相談窓口として、障がいのある人やそのご家族に地域の相談員を委託します。 |

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 事業名 | 自立支援協議会・相談支援部会 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 相談支援の充実を図るため、協議するとともに、関係機関の連携を推進します。 |

(2) 在宅福祉サービスの充実

■現状と課題

障がいのある人が、障がいの特性に応じて、必要な福祉サービス等が受けられるようにするためには、福祉サービスの担い手の確保とその資質の向上が欠かせません。

そのためには、研修への支援者の参加を図り、障がいのある人一人ひとりの日常生活を支えるための、知識や具体的な技術を身につけられるよう支援していくことが必要です。

障がいのある人やその家族へ情報提供やサービスに関する相談を行い、制度の円滑な実施に努めるとともに、福祉サービス提供事業者の参入を呼びかけ、地域におけるサービスの基盤整備を引き続き推進することが課題です。

■取り組みの方向性

①在宅福祉サービスの充実

今後もニーズを的確に把握し、障がいのある人一人ひとりの日常生活を支えるための在宅福祉サービスの充実を図ります。

「障がい者等一時ケアセンター」では、短期入所、日中一時支援事業を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを行い、障がいのある人とご家族の地域生活を支援します。

②利用者の負担軽減

障がい福祉サービスの利用者負担について、その経済的負担を緩和するため、国の動向を踏まえながら、利用者負担軽減措置を実施します。

③支援の人材の確保

自立支援協議会を中心に支援者の人材確保のための取り組みを検討するとともに、障がいの種類や程度に応じた適切な支援をおこなえるよう、研修の場の充実を図ります。

④福祉サービス情報の周知と利用の促進

「障がい者福祉ガイドブック」、相談等を利用して周知を行い、適切な福祉サービス利用の促進を図ります。

⑤生活安定のための制度の充実

市の手当・助成制度の充実を図ります。

国・県の年金・手当・制度の充実について働きかけます。

■主な事業

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 事業名 | 障がい者在宅介護支援事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 一時介護委託料等助成、住宅改造費用助成、住み替え家賃等助成を行います。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 日常生活支援事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 寝具乾燥消毒事業、紙おむつ給付事業、出張理髪費用助成、はり・きゅう・マッサージ費用助成、給食サービス事業等を行います。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 地域生活支援事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 日常生活用具給付事業、ストマ用装具費用助成、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、身体障がい者緊急時支援事業等を行います。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 障がい福祉ガイドブック |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 障がいのある人およびその家族に向けた情報提供の一環として、各法令や条例等で定められている福祉制度のあらましを冊子にして配布し、ホームページにも情報を掲載します。 |

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 事業名 | 障がい者福祉サービス利用支援事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 障害福祉サービスの利用に係る利用者負担額の全額または一部を助成します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 各種手当の支給 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 市の手当として、重度障がい者手当、障がい児手当等の支給を行います。 また、国の手当として、特別障がい者手当、障がい児福祉手当等の支給もを行います。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 自立支援協議会・地域生活支援部会 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 人材の確保等地域生活支援の充実を図るため協議するとともに、関係機関の連携を推進します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 一時ケアセンター |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 短期入所、日中一時支援事業を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを行います。 |

(3) 日中活動の場の充実

■現状と課題

特別支援学校高等部卒業生の日中活動の場としては、就労移行支援、就労継続支援、生活介護などの障がい福祉サービスが利用されており、市内の事業所も年々増加していますが、重度な障がいのある人やご家族からは、安心して利用出来るサービスが少ないという要望がありました。

そのため、障がい者福祉センターの生活介護の定員増加や、身体障がい者福祉センターでは新たに生活介護、自立訓練の多機能事業を実施するなど、重度な障がいのある人の日中活動の場の拡充に取り組んできました。

しかしながら、平成 26 年 4 月に障がい者福祉センターの定員が超過し、知的障がいを対象とした生活介護事業所の整備が緊急課題となったことから、民間の事業者に対する市有地の提供や整備費用補助を創設し、生活介護事業所の整備を行いました。

また、就労移行支援、就労継続支援、生活介護などを運営する民間の事業者が、国の基準を超える人員配置、環境面に配慮した質の高いサービスを提供できるよう運営費補助を創設し、重度な障がいのある人の日中活動の場の充実を図りました。

また、入所施設や医療機関からの地域移行者の受け入れを進めることなどから、ソーシャルサポートセンターに看護師を配置するなど機能強化にも取り組みました。

■取り組みの方向性

①日中活動の場の充実

「障がい者福祉センター」、「身体障がい者福祉センター」を中心として、質の高いサービスを提供できるよう、民間事業者への運営費補助も継続し、重度な障がいのある人の日中活動の場の充実を図ります。

「身体障がい者福祉センター」では、医療的ケアを提供します。
障がいのある人の余暇活動、生産活動、創作的活動等を提供する「ソーシャルサポートセンター」、「身体障がい者福祉センター」、特定地域活動支援センター経営事業費補助事業により、地域活動支援センターⅠ型、Ⅱ型の機能強化事業を継続します。

②日中活動の場の整備

特別支援学校高等部卒業生が安心して進路を選択することができるよう、生活介護事業所整備費補助を継続し、今後の卒業生の人数に応じて計画的に整備していきます。

老朽化している旧福祉作業所等の再整備については、シビックセンター東野地区整備構想の中で検討します。

■主な事業

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 事業名 | 障がい者福祉センター事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型の事業を行います。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 身体障がい者福祉センター事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練（機能訓練）及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。 |

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 事業名 | ソーシャルサポートセンター事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 特定地域活動支援センター経営事業費補助金 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 障がいのある人や難病者等を対象に、生産活動、創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センターⅠ型の事業を行います。 |

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 事業名 | 生活介護事業所整備費補助金 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 生活介護事業所の施設を整備する事業者に対し、整備費用の補助を行います。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 重度障がい者支援事業所運営費補助金 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 重度障がいのある人を支援する生活介護、就労継続支援等の事業者に対し、人員、設備費用等の運営費補助を行います。 |

(4) 住まいの場の充実

■現状と課題

障がいのある人が地域で暮らしていく上で、住まいの確保は重要であり、これまで、住宅関係の諸制度の周知・紹介や、グループホーム、入所施設への支援、住宅改修の支援などに取り組んできました。

アンケート調査結果では、「持ち家」が64.1%で6割以上を占めており、自宅での居住環境の向上に資する取り組みが重要と考えられます。

一方、将来の暮らし方で「仲間4～5人での共同生活」(グループホーム)を希望しているのは、知的障がいのある人が19.2%と最も多くなっています。

障がい者団体等に対するヒアリングでは、「親亡き後」の生活においてグループホームが重視されており、介護者の高齢化に対応するためにも、グループホームの長期的な整備が必要となっています。

民間の事業者に対する整備費用補助の拡充や旧第3教職員住宅の活用などによりグループホームの拡充に取り組んできました。

地域生活支援をさらに推進するために、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域体制づくりの機能を持った地域生活支援拠点を市町村に少なくとも1つ整備するよう国から示されました。

■取り組みの方向性

①地域生活拠点の整備

自立支援協議会で具体的な機能を検討し、地域生活の拠点となる「地域生活支援拠点」を整備し、家族との同居、ひとり暮らし、グループホームでの地域生活を支援します。

②グループホームの拡充

整備費用補助を継続し家庭的な少人数のグループホームの拡充を図ります。

より質の高いサービスが提供できるよう運営費補助、重度障がい者支援事業所運営費補助を継続し、グループホームの充実を図ります。

障がいのある人が、一時的にグループホームを利用した場合の経費を補助する地域生活体験事業補助を継続し、地域移行の推進を図ります。

③住宅関係支援の充実

身体に障がいのある人に対し、住宅改修費用の助成を行い日常生活の利便性を図ります。

市営住宅については、障がいのある人の世帯などは特枠世帯として、抽選の際、抽選番号を多く割り振る事や、空き室状況に応じ、特枠世帯のみを募集区分にするなど配慮します。

民間賃貸住宅の契約にあたり、障がいのある人の世帯と賃貸人の双方の不安を解消するための仕組みを構築します。

転居・入居時及び既存住宅の改善への支援をおこなうとともに、民間活力を活用した優良な賃貸住宅の供給や、公的賃貸住宅の供給について検討していきます。

④入所施設の支援

市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の5市が広域行政の見地から設立した社会福祉法人南台五光福祉協会の運営する「もくせい園」（鎌ヶ谷市）、「やまぶき園」（市川市）の運営の充実を図るための支援を継続します。

■主な事業

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 障がい者グループホーム運営費補助金 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | グループホームを運営する事業者に対し、運営費の補助を行います。また、一時的な利用者の受け入れに対しては、地域生活体験事業として運営費を補助します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 重度障がい者支援事業所運営費補助金 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 重度障がいのある人を支援するグループホーム等の事業者に対して、人員、設備費用等の運営費補助を行います。 |

| | |
|-----|---------------------------|
| 事業名 | 障がい者グループホーム整備事業補助金 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | グループホームの整備費用等に対して補助を行います。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 南台五光福祉協会 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 市川市、松戸市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市の5市が広域行政の見地から設立した社会福祉法人南台五光福祉協会の運営する「もくせい園」、「やまぶき園」の運営を支援します |

| | |
|-----|----------------------|
| 事業名 | グループホーム等入居者家賃助成 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | グループホームの家賃の一部を助成します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 障がい者在宅介護支援事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | <p>「住宅改造費用助成」 身体に障がいのある人に対し、居住する住宅の改造に要する費用の一部又は全部を助成することにより、日常生活の利便を図ります。</p> <p>「住み替え家賃等助成」 民間の賃貸住宅に居住している身体に障がいのある人の等世帯が、当該住宅について、取壊し若しくは立替えが行われる等の理由により立ち退きを求められた場合に、市内の他の民間の賃貸住宅に転居が必要となった際、その家賃等の一部を助成します。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 自立支援協議会・地域生活支援部会 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 住まいに関する支援の充実を図るため協議するとともに、関係機関の連携を推進します。 |

(1) 障がいの早期発見の促進

■現状と課題

障がいを早期に発見し、適切な治療及び療育が受けられる環境づくりを進めるとともに、家族の精神的な負担を軽減する支援体制を充実することが求められています。

そのためには、乳幼児の健康診査の未受診者を解消することで障がいの早期発見・早期対応を図り、発達支援について一層の充実を図ることや、保健・医療・保育・療育機関等の関係機関の密接な連携の下に、障がいに関する相談、通園・通所、さらに教育へと継続的な取り組みが行われるよう、療育支援等の内容を充実させていくことが課題です。

■取り組みの方向性

①障がいの早期発見体制の充実

低体重等での出生を少なくするために、ハイリスク妊産婦保健指導・訪問指導等に力を入れ、市川健康福祉センター（保健所）での遺伝相談等との連携を図ります。

乳幼児健康診査の充実を図り、市川健康福祉センター（保健所）と低体重出生児、慢性疾患のある乳児に対する相談・指導について連携を図ります。

生活習慣病等を予防するために、健康診査等の充実を図り、特に健診事後指導に力を入れていきます。

②障がいの早期対応の促進

乳幼児健康診査でことばや情緒面の発達の遅れが発見された子どもに対し、子育て相談や「のびのびクラス」（1歳6か月児健診等事後指導教室）で発達をうながすための支援を行い、特に早期療育が必要な子どもについては、「のびのびクラス」から「こども発達センター」につなげていくよう努めます。

「こども発達センター」では、診断の有無等にかかわらず、保護者や関係者の気づきの段階からの相談を受け、様々な発達支援を行います。

■主な事業

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 乳幼児健康診査 |
| 担当課 | 健康増進課 |
| 内容 | 1歳6か月児健康診査、1歳6か月児健康診査等事後指導（のびのびクラス）・3歳児健康診査において障がい早期発見し、適切な機関との連携を行います。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 自立支援医療費（更生・育成医療）給付事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 「更生医療給付」 18歳以上の身体障害者手帳をもつ人が、障がいの程度を軽くしたり、取り除いたり、障がいの進行を防いだりする医療を受ける際の医療費を助成します。 「育成医療給付」 身体に障がいのある18歳未満の児童が、手術などの治療をすることにより機能を回復しうる場合の医療費の助成や補装具の支給をします。 |

■関連施策・計画

健康うらやす21

(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

■現状と課題

新たに難病の方が支援の対象となり、また、障がいのある人の高齢化等による障がいの重度化、重複化など、保健・医療サービスを必要とする方は増加傾向にあります。

アンケート調査結果では、障がいのある人が暮らしやすくなるために必要なこととして、「保健・医療サービスの充実」が35.7%と最も多く挙げられており、保健・医療の充実は障がいのある人の生活にとって重要な要素となっています。

また、近年医療の高度化に伴い、地域で生活する心身に重度の障がいのある人が増えてきていることから、在宅で生活する医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）についても、家族の介護負担を軽減するための支援が重要です。

そこで、身体障がい者福祉センターでは、自立訓練（機能訓練）事業を新たに行い、理学療法士等の専門職員による身体機能の維持・回復・向上を図るための支援を行いました。

また、身体障がい者福祉センター及び障がい者等一時ケアセンターにおいて、痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要な障がいのある人に医療的ケアを提供しました。

■取り組みの方向性

①在宅サービスの充実

保健師、看護師、歯科衛生士による訪問指導等の保健事業について、地域の特性に応じた生活圏域ごとの地区活動の充実を図ります。

保健師、介護ボランティア、ソーシャルワーカー等の相談員、民間事業所のホームヘルパー等との連携を強化します。

医療・福祉・介護等関係者で構成する在宅療養推進委員会において、在宅療養支援体制の充実を図ります。

②保健・医療・福祉の連携体制の構築

市川・浦安地域精神保健福祉連絡協議会において、関係機関との連携を図ります。

難病病患者が家庭で安心して療養生活を送れるようにするための支援策として、医療機関や市川健康福祉センター（保健所）、県等の関係機関と連携を取りながら相談支援体制の確立を図ります。

精神障がいのある人の入院医療体制等について、県への働きかけなどを行います。

③受診機会の拡充

移送サービス、コミュニケーション手段などの充実等を図り、受診機会の拡充に努めます。病院や診療所内での移動や医療機関から他の医療機関への移動などを支援します。

④医療費の助成

医療費助成制度を継続し、障がいのある人の経済的負担の軽減を図ります。

医療費助成制度を周知し、その利用を促進します。

⑤医療的ケア実施事業者の拡充

痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを常時必要とする在宅の障がいのある子ども又は障がいのある人の通所先の確保を促進します。

「身体障がい者福祉センター」及び「障がい者等一時ケアセンター」で、医療的ケアを提供します。

⑥リハビリテーションの拡充

「身体障がい者福祉センター」の自立訓練事業（機能訓練）、地域活動支援センター事業の機能訓練では、理学療法士等の専門職員による身体機能の維持・回復・向上を図るための支援を行います。

■主な事業

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 在宅ケアサービス推進事業 |
| 担当課 | 健康増進課 |
| 内容 | 在宅療養者が安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の連携を図り、在宅ケアサービスを推進する。また、通院が困難な方に対し、訪問による在宅歯科訪問診療等の口腔機能向上事業を行います。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 社会参加等促進事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 福祉タクシー利用料金助成、バス・鉄道共通ICカード利用助成、自動車燃料費助成等を行います。 |

| | |
|-----|------------------------|
| 事業名 | 移動支援事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 移動（外出）支援サービスの費用を支給します。 |

| | |
|-----|---------------------------------|
| 事業名 | 意思疎通支援事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 手話通訳者の派遣や入院時のコミュニケーションの支援を行います。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 医療費助成事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 重度障がい者医療費、精神障がい者入院費、自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）の助成を行い、特定疾患医療費助成や小児慢性特定疾患医療費助成（保健所事業）の周知を行います。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 重度障がい児等通所事業所特別支援事業補助金 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 児童発達支援事業、放課後等デイサービス、日中一時支援を行う事業所に医療的ケアに要する経費の一部を助成します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 難病疾患見舞金 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 「千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱」及び「千葉県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱」に指定された疾患による入院・通院に対し見舞金を支給します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 身体障がい者福祉センター |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 自立訓練事業（機能訓練）、地域活動支援センター事業の機能訓練では、理学療法士等の専門職員による身体機能の維持・回復・向上を図るための支援を行います。 また、痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 一時ケアセンター |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 短期入所、日中一時支援事業を行うとともに、介護者の疾病等による緊急預かりを行います。 また、痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアを提供します。 |

■関連施策・計画

健康うらやす21

(1) 就学前療育・教育の充実

■現状と課題

生まれながらにして、あるいは幼い時から障がいのある子どもにとっては、その障がいの影響を小さくしたり、その子の発達を促し能力を育てたりするために、できるだけ早期から周囲の理解を得ながら適切な療育や教育を受けることが重要です。

そのため本市では、就学前の子どもについては、こども発達センターおよび健康増進課での意見書の発行をもって、障害児通所支援の支給決定を行っています。

また、平成 26 年 10 月より児童発達支援センターに移行したこども発達センターを中心に、関連機関の連携を図り、早い時期からのケアと療育支援に取り組んでいます。

■取り組みの方向性

①療育支援体制の充実

こども発達センターが児童発達支援センターに移行したことで、これまでの機能に加え、地域支援を行い、地域への療育支援機能を強化します。

こども発達センターを中心に、児童発達支援事業者等と連携し、地域の療育支援体制の充実を図ります。

②連携体制の強化

福祉担当課、教育委員会、こども発達センター、当事者団体、相談支援事業者、児童発達支援事業者等の関係者による連携の強化を図ります。

各機関での支援計画の作成を推進し、サポートファイルを活用しながら、就学前療育（教育）から就学後療育（教育）へのスムーズな移行や親と子のケア体制の充実など、療育及び教育体制の充実を推進します。

③支援体制の整備

保育所、幼稚園においては、必要に応じて補助教員等を配置し、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。

保育所、幼稚園の設備・備品等を、障がいのある子どもに対応したものに改良していきます。

■主な事業

| | |
|-----|---|
| 事業名 | こども発達センター（外来部門・通園部門） |
| 担当課 | こども発達センター |
| 内容 | 発達に心配のある子どもとその保護者を支援するため、発達段階に応じてグループや個別での専門的な相談・療育を行うと共に、児童発達支援センターとして保育所等訪問支援等、地域に対する支援事業を行います。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 障がい者福祉推進事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | サポートファイルの作成・配布、発達支援セミナーの開催等をはじめとする各種事業を行い、障がい者福祉の知識の普及・啓発を図ります。 |

| | |
|-----|-------------------------|
| 事業名 | 療育費用の助成 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 療育事業に参加したときの参加費用を助成します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | まなびサポート事業 |
| 担当課 | 教育研究センター |
| 内容 | 特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。 |

■関連施策・計画

子ども・子育て支援事業計画（仮称）

(2) 就学後療育・教育の充実

■現状と課題

障がいのある子どもに対する教育については、自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難さを改善又は、克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが必要です。

国の障害者基本計画においては、「インクルーシブ教育システムの構築」のための特別支援教育の推進が基本的方向として掲げられています。特別な教育的支援を必要とする子どもが、授業がわかる、参加している、達成感があると感じる事が大切です。そのために、生きる力を身につけていける授業を行い、多様で柔軟な仕組みを整えることが重要です。

特別支援学級や通常の学級の担任、通級指導教室の担当者、補助教員など、教職員全体が、障がいのある子ども及び特別支援教育に対する理解を深め、障がい等の状態に配慮した教育を推進し、支援体制の充実を図ります。

乳幼児期から卒業後までの一人ひとりのライフステージに応じた適切な支援を行うためにも、サポートファイルを活用しながら、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を推進することが大切です。

■取り組みの方向性

①特別支援教育の充実

本人及び保護者の希望を尊重した上で、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成及び活用が進むよう、啓発活動に取り組み、かつ個々の事例に対する指導・助言に努めます。

通常の学級及び特別支援学級において、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめの細かい教育や指導ができるよう、教育委員会、福祉関係機関等においても特別支援教育の基本的な考え方の理解と連携を図ります。

特別な教育的支援を必要とする子どもの学習に効果のある指導方法や教材の開発に努め、活用を促進します。

②教職員の資質・力量の向上

研修会等を通じ、特別支援学級や通常の学級の担任、及び通級指導教室担当教員、補助教員等の資質・力量の向上を図ります。

また、各障がいに対する理解を深め、特別支援教育を学校全体で推進するよう、教職員研修を実施します。

③通級指導教室の充実

通級指導教室の周知を図るとともに、指導の質の向上に努め、効果的な指導が行えるよう努めます。

④教材教具の充実

保護者や関係機関と連携をとりながら、障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた教材の種類・内容・質についての充実を図ります。

⑤学校設備・備品の改良

児童生徒の教育的ニーズに応じて、スロープやトイレ、エレベーター等の設備や学習環境を整えるための備品等の整備を進めます。

⑥特別支援学校の通学支援

本市の学区である市川特別支援学校高等部への自力通学が困難な生徒を支援するため、県に対し、市内への分校・分教室の設置及びスクールバス運行の拡充を働きかけるとともに、県が事業を実施するまでの間、通学支援事業を実施します。

⑦インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進

インクルーシブ教育システム構築に向け、ユニバーサルデザインの視点から、誰にとっても、生活しやすい、環境の整備を推進します。

特別支援学級と通常の学級の子どもが自然に交流し、共に学び合うことができるような環境づくりに努めます。

⑧放課後や長期休暇中の支援の充実

放課後等デイサービス、青少年サポート事業、日中一時支援など、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練を受ける機会の拡充や、放課後等の居場所づくりを推進します。

児童育成クラブにおいて、必要に応じて支援員等を配置し、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。

■主な事業

| | |
|-----|---|
| 事業名 | まなびサポート事業 |
| 担当課 | 教育研究センター |
| 内容 | 特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 教職員研修 |
| 担当課 | 指導課 |
| 内容 | 研修にて通常学級、特別支援学級及び通級指導教室担当教員、補助教員の資質・力量の向上を図ります。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 特別支援学校通学支援事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 市川特別支援学校高等部に通う自力通学が困難な生徒に対して、送迎バスを運行し下校の支援を行います。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | インクルーシブ教育システム構築モデル事業 |
| 担当課 | 指導課 |
| 内容 | 文部科学省の委託を受けた合理的配慮の実践研究を通し、特別支援教育のさらなる充実を図ります。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 青少年サポート事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 小学生から概ね 25 歳までの発達障がいのある人と発達障がいの疑いある人に、専門性の高い相談や療育支援を行います。 |

| | |
|-----|-------------------------|
| 事業名 | 療育費用の助成 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 療育事業に参加したときの参加費用を助成します。 |

■関連施策・計画

教育プラン

(3) 就学・進学相談の充実

■現状と課題

平成 25 年9月の学校教育法施行令の施行により、従来の就学先決定の仕組みから、本人と保護者の意見を尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として就学先を決定する仕組みに改められました。

本市では、これまでも教育研究センターまなびサポートにおいて、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた相談を受けてきました。

今後も、特別な教育的支援を必要とする子どもの持てる力を最大限に伸ばすことができるように学習環境を整え、また、子どもや保護者がよりよい学校を選択できるように必要な情報を提供することが重要です。

そして、本人や保護者の希望を尊重し合意形成を図るよう努め、就学後も継続した丁寧な就学相談を実施することが必要です。

■取り組みの方向性

①就学相談体制の充実

特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、本人及び保護者の希望等を尊重しながら、子どもにとってより良い進路選択ができるよう、就学相談に努めます。

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行えるよう、教育と福祉、医療等の関係機関の連携を図ります。

②進路選択の充実

小学校・中学校の修了時には、児童生徒の教育的ニーズを把握し、本人・保護者の希望を尊重しながら合意形成を図り、より良い進路選択ができるよう努めます。就学説明・相談会や学校見学などを実施し、進路選択の機会の充実を図ります。

児童・生徒の進路先の学校及び福祉関係機関等と情報交換や連携を行い、進学後の障がいのある子どもの状況把握に努めます。

■主な事業

| | |
|-----|---|
| 事業名 | まなびサポート事業 |
| 担当課 | 教育研究センター |
| 内容 | 特別な教育的支援を必要とする子どもの教育的ニーズを的確に把握し、環境を整え、より豊かな園・学校生活を実現できるよう、子ども・保護者・学校を支援します。 |

■関連施策・計画

教育プラン

(4) ライフステージを通じた支援の推進

■現状と課題

関連機関の連携を図り、乳幼時期から成人期までのライフステージを通じた一貫性のある支援システムを周知・充実していく必要があります。

そのためサポートファイルのより有効な周知・活用方法について検討し、相談支援事業所等と連携し、配布していくことにしました。

また、平成26年10月より「青少年サポート事業」を開始し、発達障がいのある人や発達障がいの疑いのある人の支援の充実を図りました。

今後もライフステージを通じた支援の拡充及び青年期までを対象とした幅広い支援が重要です。

■取り組みの方向性

①連携体制の強化

こども発達センターを中心に、福祉担当課、教育委員会、当事者団体、福祉サービス事業者など、関係者による連携体制の強化を図ります。

②サポートファイルの活用の推進

障がいのある子どもや障がいのある人の特性に応じた支援計画を作成するとともに、障がいの特性や特徴、支援を記録し、支援者が情報を共有するための「サポートファイル」を周知・活用することにより、乳幼児期から成人期までのライフステージに対応した、一貫した支援に努めます。

③ライフステージに応じた支援体制の整備

関係機関の連携を強化し、障がいに関する理解の促進や、学校その他の関係機関との連携及び相談、療育体制など、障がいのある子どものライフステージに応じた支援体制の充実を図ります。

■主な事業

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 自立支援協議会・こども部会 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 子どもへの支援の充実を図るため、協議するとともに、関係機関の連携を推進します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 障がい者福祉推進事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | サポートファイルの作成・配布や、発達セミナー等の開催をはじめとする各種事業を行い、障がい者福祉の知識の普及・啓発を図ります。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 青少年サポート事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 小学生から概ね 25 歳までの発達障がいのある人と発達障がいの疑いある人に、専門性の高い相談や療育支援を行います。 |

■関連施策・計画

教育プラン、子ども・子育て支援事業計画（仮称）



5 雇用・就労支援の推進

(1) 障がい者雇用の推進と就労支援体制の充実

■現状と課題

障がいのある人が自分らしく働くことは、社会的・経済的に自立するための重要な条件です。そのためには、障がいのある人の希望と適性に応じた多様な職種や就労形態を提供し、雇用の拡大を図ることが重要です。

アンケート調査結果でも、働くために必要なこととして、「障がいに合った仕事であること」が31.1%、「周囲が障がいに対して理解があること」が27.3%と多く挙げられており、環境を整えることの必要性が指摘されています。

障がい者就労支援センターでは、福祉的就労から一般就労への移行、市内外の企業や事業者への就職、定着支援、また、就労が困難となった場合の再訓練や離職者支援など複合施設であるワークステーションの機能を生かし、就労支援に取り組んできました。

また、市及び関連機関での雇用促進の他、民間企業での雇用促進のため、奨励金制度の利用促進、障がい者雇用の啓発など、障がいのある人が働く環境の整備にも取り組んできました。

■取り組みの方向性

①市及び関連機関での雇用の促進

市及び市の関連機関が率先して障がいのある人の雇用の拡大を図ります。

新規計画の公共施設については、障がいのある人の雇用に配慮したものとするよう努めます。

②民間事業者での雇用の促進

ハローワークなどの関係機関と連携を図り、民間事業所に対する障がい者雇用について啓発に努めます。

職場実習奨励金、雇用奨励金の制度を周知、利用を促進し、障がいのある人の雇用の拡大に努めます。

③就労支援体制の充実と関係機関の連携

障がい者就労支援センターでは、ワークステーションの機能を生かし、ひとりひとりの希望に沿った仕事や働き方ができるよう支援していきます。

ワークステーションの事業所、特例子会社と連携して、障がい者雇用の理解を呼びかけ、障がいのある人が一般就労に繋がる懸け橋としての役割を積極的に担います。

■主な事業

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 就労支援センター事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 障がいのある人が就労の場や機会を得られるよう、就労相談、就労訓練、ジョブコーチ支援、就職活動支援、職場開拓、定着支援、離職者支援等を行います。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | ワークステーション事業（市役所内） |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 市役所内にワークステーションを設置し、障がいのある人を非常勤として雇用し、就労体験の場を提供します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 雇用促進奨励金 |
| 担当課 | 商工観光課 |
| 内容 | 雇用機会の拡大並びに福祉の増進を図るため、市内に居住する高齢者及び障がいのある人を雇用する事業主に対し、雇用促進奨励金を交付します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 障がい者職場実習奨励金 |
| 担当課 | 商工観光課 |
| 内容 | 雇用機会の拡大を図るため、市内に居住する障がいのある人を職場実習に受け入れた事業主に対し、職場実習奨励金を交付します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 自立支援協議会・地域生活支援部会 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 就労に関する支援の充実を図るため、協議するとともに、関係機関の連携を推進します。 |

(2) 福祉的就労の促進

■現状と課題

福祉的就労は、一般就労へ移行するための場として重要であるとともに、多様な働き方を実現し、障がいのある人の日中活動の場を担う点でも重要なものです。

平成 25 年 4 月に障害者優先調達推進法が施行され、「浦安市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」を策定しました。方針に基づき就労施設等からの受注・販売の拡大を推進するため、(仮称)「うらやすハンドメイドBOOK」を作成し啓発を行うとともに、販売のための場の確保など就労促進のための取り組みを行いました。

■取り組みの方向性

①福祉的就労の場の充実

市の公共施設内にある喫茶店、食堂は、障がいのある人が働ける場として提供し、福祉的就労に場の確保に努めます。

重度障がい者支援事業所運営費補助を継続し、重度な障がいのある人の福祉的就労の場の充実に努めます

②就労施設等からの受注・販売の拡大

「浦安市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、市及び関係機関からの発注の促進に努めます。

「福祉フェア」等、定期的な販売の機会や販路の拡大を図り、引き続き工賃向上に取り組めます。

■主な事業

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 事業名 | 障がい者福祉センター事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 知的障がいのある人を対象に、生活介護、就労継続支援B型の事業を行います。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 身体障がい者福祉センター事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 身体障がいのある人を対象に、生活介護、自立訓練（機能訓練）及び地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。 |

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 事業名 | ソーシャルサポートセンター事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 精神障がいのある人を対象に、地域活動支援センターⅡ型の事業を行います。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 特定地域活動支援センター経営事業費補助金 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 障がいのある人や難病者等を対象に、生産活動、創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センターⅠ型の事業を行います。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 重度障がい者支援事業所運営費補助金 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 重度障がいのある人を支援する生活介護、就労継続支援等の事業者に対して、人員、設備費用等の運営費補助を行います。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 知的障がい者職親委託事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 知的障がいのある人に対して一定期間職親が、生活指導及び技能習得訓練等を行い、雇用の促進と職場定着性を高めます。 |



障がい者就労支援施設等の製品カタログ

(1) 歩道空間・建築物の整備

■現状と課題

障がいのある人が社会のあらゆる分野に参加するために、さまざまなバリアを取り除いていくことが求められています。

本市では古くから続く旧市街と比較的新しくできた新市街とがあり、旧市街では計画的なまちづくりが行われる以前からの街並みがあり、障がいのある人の歩行や移動に際しては、細い路地や不規則なカーブ、道の段差などがユニバーサルデザインの点からは課題です。

震災からの復旧、景観保護やその他の問題もあり、都市整備は短期的に実現できるものではありませんが、計画的に整備をおこなうことが求められています。

また、平成26年度には、JR京葉線新浦安駅・舞浜駅ホーム上の点状ブロックを整備費用の一部の費用を補助し、より安全な位置にブロックの設置がおこなわれました。

新庁舎の建設にあたっては、平成26年度に意見交換会を実施し、障がい者団体の方などに意見を伺い、ユニバーサルデザインに配慮した庁舎の建設に努めました。

■取り組みの方向性

①「足もとからの都市づくり」の推進

道路、公園、公共的施設及びその周辺等の都市空間の環境を総点検し、高齢者、障がいのある人を含めた「市民にとってやさしいまち」をめざしての環境改善を図ります。

歩行空間の安全性や快適性の向上を図るため、道路環境の改善に取り組みます。

②道路環境・交通安全施設の整備

国道、県道、市道の切り下げ部の是正及び電柱の移設等について働きかけます。

自転車駐車場の整備、放置自転車対策に努めるとともに、自転車利用のルール周知など交通安全教育の充実に努めます。

音響信号等の設置について、必要に応じて公安委員会に要望します。

③公共施設等の整備

公共施設の新築や改修の際はユニバーサルデザインに配慮します。

公園の入り口の段差解消、車止め問題の解決、障がい者用トイレの設置等の整備に努めます。

海岸、河川の護岸の整備において、スロープや手すり等の設置を県に働きかけていきます。

■主な事業

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 庁舎等建設事業 |
| 担当課 | 庁舎等建設準備課 |
| 内容 | 障がいのある人が円滑に行政手続きなどが行えるよう、ユニバーサルデザインに基づく庁舎として整備していきます。 |

*その他調整中

■関連施策・計画

高齢者保健福祉計画

(2) 移動・交通手段の整備

■現状と課題

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの課題として、利用しやすい移動・交通手段の確保は欠かせないものであり、特に視覚障がい、肢体不自由の身体障がいのある人にとっては、切実な課題となります。

アンケート調査結果では、主な交通手段は「徒歩」(59.5%)について、「バス」(42.6%)、「電車」(42.3%)の利用が多く、バスや電車の利便性の向上は障がいのある人の日常生活において重要な要素です。また、外出するために必要なこととして、「バス・電車乗車券の補助」への回答が35.3%で最も多くなっています。

平成25年度には、おさんぽバスの総合福祉センターバス停留所にバスが停車していることを知らせる音声装置を設置しました。

今後も引き続き公共交通機関の福祉的対応の促進、移動支援事業の充実などに取り組んでいく必要があります。

■取り組みの方向性

①移動手段及びサービスの充実

路線バスやタクシーの利用や自家用車等への支援、車両の貸し出しや移動支援等の外出支援サービスの充実により、外出を促進します。

②交通機関の福祉的対応の促進

低床式バスの導入やバリアフリー対応について、バス事業者に働きかけます。

低床式バスを使用した「おさんぽバス」の運行により外出を支援します。

JR京葉線新浦安駅・舞浜駅へのホームドアの設置を要望します。

鉄道駅、バス停留所等のバリアフリー化やバス停留所の障がい者対応の点字案内板、音声発生装置等の整備を事業者に働きかけます。

■主な事業

| | |
|-----|---------------------------|
| 事業名 | バス・鉄道共通ICカード利用助成 |
| 外内 | 障がい福祉課 |
| 内容 | バス・鉄道共通ICカードの費用の一部を助成します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 福祉タクシー利用料金助成 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 障がいのある人等が通院、訪問、会合への出席のためにタクシーを利用する場合の利用料金の一部を助成するとともに、福祉タクシー協力機関に対し、協力費を交付します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | リフト付き大型バス事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 福祉団体等に車いすのまま乗車できるリフト付き大型バス「スマイル号」を貸し出します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 自動車運転免許取得費用、自動車改造費用助成事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 肢体不自由のある人を中心にした身体障がいのある人個人の自由な移動手段の確保のため、自動車運転免許取得費用、自動車改造費用を助成します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 自動車燃料費助成事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 重度の障がいのある子どもや重度の障がいのある人等を対象に、外出支援や社会参加の実現を推進するため、自動車燃料費の一部を助成します。 |

| | |
|-----|------------------------|
| 事業名 | 移動支援事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 移動（外出）支援サービスの費用を支給します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | コミュニティバス事業 |
| 担当課 | 都市政策課 |
| 内容 | 低床式バス（ノンステップ）を使用した「おさんぽバス」を運行し、障がいのある人や高齢者などの外出を支援します。 |

■関連施策・計画

高齢者保健福祉計画

(3) 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

■現状と課題

すべての人が地域で安心して暮らしていくために、行政が防災設備・制度を整えるとともに、地域ぐるみの防犯への取り組みや、災害時の協力・支援体制の構築が求められています。東日本大震災においては、初動における適切な避難、避難所における障がいに応じたケア体制の確保などの問題が、障がいのある人の災害対策として浮かび上がってきました。障がい者団体等に対するヒアリングでも、個々の障がいに応じた適切なケアができる環境の整備を望む意見が挙げられています。

障がいのある人など自力では避難することが困難な災害時要援護者の円滑な避難支援や安否確認は、地域住民、自治会自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関など、地域の幅広い協力が不可欠です。災害時要援護者名簿は非常時の適確な支援のための重要なツールとなるため、安否確認や避難誘導等に当たる関係機関で情報共有を図り、非常時の有効活用に結びつけていけるように仕組みを構築していくことが求められます。

また、災害時要援護者の二次的な避難場所である福祉避難所の整備をはじめ、要援護者のケアにあたるスタッフの確保、福祉用具・備品等の備蓄も必要となります。

平成26年度より、公設の福祉避難所に加え民間の福祉サービス事業者と協定を結んで、福祉避難所の拡充を行いました。また、人材の派遣や福祉用具の供給の確保にあたりました。

■取り組みの方向性

①災害時要援護者への支援

要援護者に対し、緊急地震速報と市からの緊急放送を自宅で受信できる端末機の貸与と情報発信料の助成を行います。

随時災害時要援護者名簿の更新、整備を行います。

②自主防災組織への協力

自主防災組織と連携し、各自主防災組織で作成している災害対策マニュアルへの助言や協力を行います。

災害が発生した際に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等が迅速に行えるよう、自主防災組織への災害時要援護者名簿の提供等を行います。

③福祉避難所の拡充および人材の確保

災害時要援護者の二次的な避難場所である福祉避難所を公設の施設だけでなく、民間の事業者にも協力を要請し、「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結することで福祉避難所の拡充を図ります。

福祉避難所および在宅の要援護者宅へのヘルパーの派遣の協力を要請し、「災害時における介護支援に関する協定」を締結し、災害時の福祉人材の確保に努めます。

④福祉用具の備蓄

福祉避難所の充実を図るため、「災害時における福祉用具等の供給に関する協定」を締結し、災害時の福祉用具の供給ルートを確保します。

「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した事業者へ、福祉避難所用物資や器材の備蓄に対する補助を行います。

⑤防災意識の向上の推進

防災講演会等を通じて、支援者および要援護者双方の防災意識の向上に取り組みます。

⑥緊急通報装置等の充実

緊急時の24時間応答が可能な「緊急通報装置」の貸与事業の充実を図ります。

聴覚や言語等に障がいのある人が、携帯電話のWeb機能を利用して簡単に救急車や消防車の出動要請が出来る「緊急Web通報システム」の利用を促進します。

■主な事業

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 災害時要援護者支援事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 要援護者に対し、緊急地震速報と市からの緊急放送を自宅で受信できる端末機の貸与と情報発信料の助成および災害時要援護者名簿の整備を行います。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 自主防災組織育成事業 |
| 担当課 | 防災課 |
| 内容 | 自主防災組織に対し、防災意識の高揚、防災行動力の向上を目的に、訓練や研修を行う。また、防災機器の購入や自主防災事業に対し補助を行います。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 福祉避難所支援事業補助金 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 市と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結した民間の事業者へ福祉避難所に備蓄する物資や器材等の購入費に対する補助を行います。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 緊急通報装置の貸与 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 障がいのある人がごく簡単な操作により、緊急事態を自動的に受信センター等に通報することが可能な装置を貸与します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 緊急 Web 通報システム |
| 担当課 | 消防本部警防課 |
| 内容 | 聴覚または言語等に障がいのある人が、携帯電話のインターネット通信機能を用いて、消防署へ救急車や消防車の出動要請が出来るシステムを導入しています。 |

■関連施策・計画

高齢者保健福祉計画、地域防災計画

福祉避難所設置状況

| | | |
|-------|-------|---|
| 公共施設 | 14 箇所 | 当代島公民館、中央公民館、堀江公民館、美浜公民館、富岡公民館、日の出公民館、高洲公民館、総合福祉センター、障がい者福祉センター、老人福祉センター、市特別養護老人ホーム、ソーシャルサポートセンター、障がい者等一時ケアセンター、ワークステーション |
| 民間事業所 | 19 箇所 | |

7 自立と社会参加の促進

(1) 権利擁護施策の推進

■現状と課題

障がいのある人が地域において、一生涯にわたって社会の一員としてその尊厳を重視され、その人らしく暮らすことができるためには、障がいがあることで不利益な取扱いを受けることなく安心して暮らしていける権利擁護の仕組みを構築する必要があります。

また、高齢者数の増加に伴い、認知症高齢者の拡大も大きな課題になるものと予想され、高齢期にある障がいのある人においても成年後見制度の必要性が高まると考えられることから、制度の利用拡大に向けた体制の整備を図ります。

■取り組みの方向性

①権利擁護の推進

権利擁護事業や福祉サービス利用援助事業の周知を図り、その利用を促進するとともに、関係機関との連携を図ります。

②成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の利用の促進を図ります。

成年後見制度が必要と判断される方の相談対応を充実します。

■主な事業

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 自立支援協議会・権利擁護部会 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 権利擁護に関する支援の充実を図る、協議するとともに、関係機関の連携を推進します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 成年後見制度支援事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められた障がいのある人に、費用の助成をおこないます。 また、成年後見制度サポート業務、法人後見等を社会福祉協議会に委託しています。 |

(2) 虐待の早期発見・防止

■現状と課題

平成24年10月より、障害者虐待防止法が施行され、浦安市でも「障がい者虐待防止センター」を設置し、相談員による相談・通報の受理や支援をおこなってまいりました。

また、「浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会」を設置し、高齢者、障がいのある人を支援する関係機関が連携し、支援体制の強化に取り組んできました。

今後もより一層の連携を図り、虐待の早期発見や保護に努め、虐待を受けている人の安心安全を確保するとともに、虐待の防止にも取り組むことが必要です。

■取り組みの方向性

①虐待防止ネットワークの強化

「浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会」を中心に、関係機関の連携を図ります。

②虐待防止センター事業の充実

虐待の通報や届出があった場合は、「障がい者虐待防止センター」を中心に、迅速な事実確認と必要に応じた支援体制の整備と保護活動を行います。

虐待の早期発見に努めるとともに、相談窓口である「虐待防止センター」の周知・広報を推進し、一般市民や福祉サービス事業者向けの講演会や研修を実施し、虐待の防止に努めます。

■主な事業

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 障がい者虐待防止センター事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 「障がい者虐待防止センター」 障がい者の虐待の防止、虐待の通報・届出・相談の受理と支援・保護、あわせて養護者への支援を行います。 「浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会」 関係機関による支援体制の強化と情報共有等を行います。 「障がい者虐待防止実務者会議」 支援者を中心とした、虐待事例と対応情報の共有と支援の方向性の協議を行います。 |

(3) 差別の解消と合理的配慮の推進

■現状と課題

平成 28 年度から障害者差別解消法が施行されることを受け、合理的配慮や差別解消に向けての取り組みの充実のための体制整備が必要です。

障がいのある人が円滑に情報を取得し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報の提供に配慮し、コミュニケーションの支援を推進することが重要です。

浦安市は、千葉県とともに平成 26 年度に厚生労働省の「障害者差別解消支援地域協議会」モデル事業を実施し、「浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会」を中心に差別や合理的配慮の事例の収集と支援体制と連携のあり方について、検討を行いました。

モデル事業の成果や国の基本方針等を踏まえた要領を作成して、社会的障壁を取り除くための配慮をおこなうことが必要です。

■取り組みの方向性

①差別解消のための体制整備

国の基本方針等を踏まえた要領を策定し、差別の原因となる社会的障壁を取り除くための必要な配慮がなされ、障がいを理由とする差別を受けないよう取り組みます。

②行政サービスにおける配慮の推進

国の基本指針や千葉県の「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」をもとに、窓口等における配慮を充実します。

市主催の会議や講座、文化的な催しに積極的参加できるよう、障がいの特性に配慮した合理的配慮を推進します。

③合理的配慮の推進

障がいのある人が、自分に合ったサービスを受けられるよう、啓発・広報や支援に努めます。

■主な事業

| | |
|-----|--|
| 事業名 | こころのバリアフリー支援事業 障がい者福祉推進事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 啓発用の冊子として「こころのバリアフリーハンドブック」を配布します。 小中高校生、行政職員、教育関係者、支援者、一般市民等に向けた講座等を開催します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | ハンディキャップサービス事業 |
| 担当課 | 図書館 |
| 内容 | 視覚障がいのある人などのため、拡大写本、点訳図書、音声図書、テキストデータ資料などの資料を製作して提供します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 声の広報 |
| 担当課 | 広聴広報課 |
| 内容 | 視覚に障がいのある人のため、広報うらやすの内容を吹き込んだデイジー図書やCDを作成しています。 |

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 事業名 | 公式ホームページ |
| 担当課 | 広聴広報課 |
| 内容 | 文字の大きさが変更できます。音声読み上げソフトへの対応に配慮しています。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 選挙費 |
| 担当課 | 選挙管理委員会 |
| 内容 | 投票所に仮設スロープを設置、点字版氏名掲示、候補者の略歴、政見等を点字で記載した「選挙のお知らせ」や点字器などを用意しています。 身体に重度の障がいがあり一定の要件を満たす方が、自宅で投票できる「郵便投票制度」を実施しています。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 意思疎通支援事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 聴覚に障がいがある人が意志の疎通を図る上で支障がある場合などに、手話及び要約筆記等の方法により、コミュニケーション支援を行います。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | Uコミサポート事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 聴覚に障がいがある人が意志の疎通を図る上で支障がある場合などに、市役所が閉庁している時間に電話代行業務を行います。 |

(4) 余暇活動の促進

■現状と課題

障がいのある人が、自立した生活を送るためには、市民の一人として社会参加を実現することが大切です。

「余暇」を利用しスポーツ活動や文化活動などへ参加することは障がいのある人の「生活の質（QOL）」を高める上で必要不可欠です。

また、余暇活動は、障がいのある人の自己実現の機会となるとともに、その活動を通じて多くの人との交流を深めていくことにもなります。

アンケート調査結果では、半数以上の方が趣味やスポーツ、レクリエーション活動に参加していないと回答しており、今後も、余暇活動の推進を図るため、活動に対する広報の強化、参加意欲を高めるような工夫や働きかけが必要です。

■取り組みの方向性

①余暇活動に対する支援の充実

移動支援事業などの外出支援サービスを充実し、障がいのある人の社会参加の機会の増加・多様化を図ります。

②レクリエーション活動等の充実

地域活動支援センター等において、機能訓練、創作活動、レクリエーション活動、技術習得事業などの内容の充実を図ります。

③文化・スポーツ活動の充実

障がいのある人が参加しやすい講座やサークル活動等の実施を働きかけます。障がいのある人のスポーツの普及や場の確保など、障がいのある人のスポーツ活動を促進するとともに、「障害者スポーツ大会」への参加を呼びかけます。

■主な事業

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 公民館活動 |
| 担当課 | 公民館 |
| 内容 | 「希望アフターファイブ」 企業等に就労する障がいのある人の夕方からの余暇支援事業を行います。 「きぼう青年学級」 知的障がいのある人が休日の過ごし方を学ぶことを目的とした事業を行います。 |

| | |
|-----|------------------------|
| 事業名 | 移動支援事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 移動（外出）支援サービスの費用を支給します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | リフト付き大型バス事業 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 福祉団体等に車いすのまま乗車できるリフト付き大型バス「スマイル号」を貸し出します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 社会参加等促進事業 |
| 担当課 | 障がい福祉課 |
| 内容 | 福祉タクシー利用料金助成、バス・鉄道共通ICカード利用助成、自動車燃料費助成等を行います。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 浦安市社会教育関係団体活動補助金（浦安市軽スポーツ協会） |
| 担当課 | 市民スポーツ課 |
| 内容 | ボッチャ（重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツ）大会に補助金を交付します。 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 特定地域活動支援センター経営事業費補助金 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 障がいのある人や難病者等を対象に、生産活動、創作的活動などを提供するとともに、地域ボランティアの育成や障がいに対する理解促進を図る地域活動支援センターⅠ型の事業を行います。 |

(5) 自主的活動の推進

■現状と課題

障がいのある人に必要とされる取り組みを推進していくためには、障がいのある人自身の意見を反映できるような仕組みを整えることが望ましいと考えられるため、様々な機会を通じて、障がいのある人やその家族の意見に耳を傾け、できる部分から施策に反映させていくように取り組んでいます。

また、障がいのある人とその家族の団体等の活動に対して支援を行い、自主的活動の促進に努めてきました。

自主的な活動が活性化していくことは、障がいのある人自身にとっても、本市の障がい者施策にとっても、意義のあることです。

■取り組みの方向性

①障がい者団体等の育成・支援

障がい者団体等の育成を図り、その自主的活動の側面的支援の充実を図ります。また、各団体の活動の周知等の支援を行います。

各障がい者団体、社会福祉法人や民間事業所等との懇談・意見交換の場を必要に応じて設け、連携の強化を図るとともに、その活動を支援します。

障がい者団体等とボランティア団体等との連携の強化を促し、団体活動への協力の促進を図ります。

■主な事業

| | |
|-----|---------------------------|
| 事業名 | 浦安市障がい福祉団体事業費補助金 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 障がい福祉団体が行う事業に要する経費を補助します。 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 事業の後援 |
| 担当課 | 障がい事業課 |
| 内容 | 障がい福祉団体等が講演会等の事業をおこなう際に周知広報の協力等、側面的支援を行います。 |